

議事録

大戸川ダム建設事業についての意見交換会

日 時 平成19年10月30日(火)

午後 7時 0分 開会

午後 9時40分 閉会

場 所 上田上市民センター

大会議室

〔午後 7時 0分 開会〕

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

時間がまいりましたので、これから初めさせていただこうと思っております。私、副所長をしております西口と申します。本日の司会進行をやらせていただこうと思っております。まず、主催者側を代表いたしまして、大戸川ダム工事事務所の副所長の綾木の方からごあいさつをさせていただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

皆様こんばんは。きょうは平日ということで、皆様お仕事を終えられた後でゆっくりしたいところを、こうやって来ていただきましてありがとうございます。また、日ごろは大戸川ダムの建設事業でいろいろとご迷惑等かけていると思います。この場をお借りしてご協力にお礼を申し上げます。

本日は今正面、前の方に書いておりますように、淀川水系の河川整備計画、そのうちの大戸川ダム建設事業についての意見交換ということを行っていきたいと思っております。これまでに整備計画につきましては、その概要といいますかあらましを、地元の役員さんの方々とか、それからいろいろな団体の役員さんの方々には説明させていただきましたけれども、今回初めて地元の住民の皆様に対して説明会を開いて、生の意見をいただきたいということで、きょうこの場をセットさせていただきました。

整備計画につきましては、うちと、それから同じ滋賀県内にあります琵琶湖河川事務所の方で、滋賀県内はこれまで5カ所でやってきまして、最近では25日の日に大津市の浜大津のふれあいプラザで河川整備計画全体の意見交換会というのを開かせていただきました。

今回は大戸川ダム工事事務所単独で、特に大戸川についての部分だけを詳しくお話をさせていただいて意見をいただきたいというふうに思っています。できるだけ皆様の意見、考え方、お考え等を言っていただければいいかと思いますので、よろしくお願いします。

きょうはどうもありがとうございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

次に、我々行政側の参加者をご紹介します。滋賀県の方から参加していただいておりますので、自己紹介していただこうと思います。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

滋賀県の河港課長の勢田でございます。本日はよろしくお願いします。

○河川管理者（滋賀県 河港課 課長補佐 寺田）

皆様こんばんは。滋賀県河港課課長補佐をやっております、寺田と申します。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（滋賀県 河川開発課 課長補佐 松田）

河川開発課の松田といたします。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

大戸川ダム工事事務所の方からもう1人、調査設計課長の木瀬が参っておりますので、よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 調査設計課長 木瀬）

皆さんこんばんは。木瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

それでは、次にお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。中をめぐっていただきまして、まず一枚もので意見交換会のプログラムというのがございます。それから、意見交換会という形でとじた冊子のものです。次に、淀川水系の河川整備計画の原案という、この一番分厚いやつですね、これが1部あるかと思います。それから、一枚もので意見・質問用紙というのが入っていると思います。もう1枚一枚もので、右上に会場はコラボしが21と書いたチラシでございます。それと、もう1点、カラー刷りのリーフレットが1枚入っているかと思います。

以上が本日の資料でございます。もしないようでございましたらお手を挙げていただきましたら、事務局の方から配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、説明に入る前にまずお断りでございますけれども、今夜の交換会の正確な記録を残すということで、後ろの方でビデオを撮影させていただいております。それと、会議の内容につきましても録音をさせていただこうと思っておりますので、ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

それから、お願いではございますけれども、整備計画の策定の際に参考とさせていただくために、先ほどございましたこの意見・質問用紙、これのご記入、またご提出をできましたらお願いしたいなと思っております。

なお、この場でご発言をいただきました方につきましては、この用紙の下側の記入欄、これはもう記入していただかなくても結構でございます。ただ、録音させていただきますので、そこからテープ起こしをしたいと思っております。それで、時間との関係等でご

発言いただけなかった方で、ご意見・ご質問等がございます方は、これにぜひ書きいた
だきたいと思っております。この書いて提出していただきましたご質問等に対しましては、
後日回答をお返ししたいなと思っております。

それから、いただきましたご意見・ご質問、これに対しての回答をインターネットの
ホームページの方で一般の方に公開したいなということでございます。ですから、お名前
等を伏せていただきたいというご希望の方は、ここに非公開というマスがございますので、
そこへチェックをしていただきたいということでございます。

それで、きょうの交換会以外でのご意見あるいはご質問等は、インターネットとかフ
ァクスとか郵便でも受け付けをしてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
記録を残していこうということで、交換会を開催しております手前、できるだけ記入して
いただけた方がありがたいということでございますので、ご協力のほどよろしくお願ひし
たいと思ひます。お願ひとお断りということでございます。

次に、時間もございませんので説明の方に入らせていただきます。まず、淀川水系河
川整備計画原案の中でも大戸川ダム建設事業につきまして説明を、副所長の綾木の方から
させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

それでは、説明をさせていただきます。説明はお手元に配らせていただいた資料の中で、
まずきょうのプログラムに 、 、 という形で書いております。一番初めが河川整備計
画について、それから大戸川ダム流域の現状、それから３番目につきましては大戸川ダム
建設事業ということで、大きく分けて３つの項目について説明させていただきたいと思
っています。

それで、長くなりますので、できるだけ皆様からの質問とか意見をいただきやすいと
いうことを考えまして、まず 、 ぐらいを説明して、質問・意見をいただいて、その後
で今度 のうちの計画内容ぐらいまでを説明して、最後に代替案・環境対策等というこ
とで、３分割してやりたいというふうに思っています。

説明は、この袋に入っていました、今前に映している表紙と同じこれですけれども、
これをずっとスライドで順番に映していきますので、前のスライドを見ていただいても結
構ですし、それから手元の印刷物を見ていただいても結構かと思ひます。

河川整備計画原案、これは原案そのものですけれども、文字の多い関係で、これは後
で持って帰られてからでも見ていただいて、また意見・質問があれば出していただきたい

というふうに思います。

それでは説明に入ります。最初に河川整備計画についてということで、今回の河川整備計画というのがどこから始まったかといいますと、やはり河川法が変わったことによって河川整備計画というのが出てきました。河川法は、近代的な河川法ということで、明治29年にできまして、そのときには内容的には治水というか、洪水の防御というものを柱としたものでした。その後、昭和に入って39年に、治水だけではなくて利水の方も整備しようということで、治水と利水を合わせたような河川法になり、今回、今回と言ってももう大分なりますけれども、平成9年に治水・利水にあわせて環境という概念も河川法の中に入ってきました。それとあわせて、旧来の河川法では、治水関係・利水関係の計画を、工事実施基本計画という一つのマスタープランで定めていたものを、平成9年の河川法の改正で、河川整備基本方針と河川整備計画という2つの基本計画に分かれて、なおかつ、その河川整備計画を定めるときには、地域の意見とか学識者の意見を聞きなさいよというふうなことで、地域の意見を反映させる計画をつくろうということが、平成9年の河川法の改正で始まりました。

河川法の中に書いてあります河川整備基本方針と河川整備計画、それで今回説明させていただくのは、こちらの河川整備計画の方でございます。それで、基本方針といいますのは、これは一級水系ですと国土交通大臣が定めるということで、定めるときには社会資本整備審議会の、東京の方で審議会の意見を聞いて定めております。それで、定めた後、策定後公開するというふうなことでございます。

それに対して、今回案として持ってきましたのが河川整備計画でございます。河川整備計画は河川整備基本方針に基づいて近畿地方整備局が定めるというものでございます。定める際には当然関係の地方公共団体の長の意見を聞く、それから学識者の意見を聞く、住民意見を聞く、こういうような意見を聞きながら、それを反映させて策定後公表するというものです。

内容ですけれども、こちらの基本方針は長期的な視野に立った河川整備の基本ということですが、整備計画の方は今後二、三十年の間にどういった河川整備をするかという目標を明確にするものでございまして、個別事業、どういった事業、例えば大戸川ダムも入るのですけれども、どういった事業をやるかという内容を明らかにするものでございます。こちらの基本方針の方は個別事業については定めておらず、整備の考え方を記述してあるということで、基本方針と整備計画は違っております。

今回、河川整備計画の原案というものでございます。この原案といいますのは、これまで平成9年の河川法の改正以降いろんな作業をしていまして、平成16年には基礎案という、河川整備計画基礎案というのをつくっております。こういった基礎案をもとにして、関係した行政機関からの意向を聴取しながら今回基礎案を見直して原案というのを作成いたしました。

それで、その原案は、これはもう決まったものというのではなくて、学識者の方、それから、学識者、淀川では淀川流域委員会というのをつくって、その中で学識者の意見を聞いておりますけれども、学識経験者、それから関係住民、関係自治体の方に対して、この内容を示して、河川管理者の考えを丁寧に説明して、幅広い意見をお聞きするために作成したものです。

ということで、この原案というものがもう固まったといいますか、確定したものではなくて、皆様の意見をお聞きするために作成したものだというふうなものでございます。したがって、この整備原案を押し通すものではなくて、今後いただいた幅広い意見を踏まえて、さらに内容を充実させるというふうなものでございます。

流れですけれども、基本方針といいますのは8月16日に告示されました。これをもとにして8月28日にこの原案というものを策定して公表させていただいております。9月から12月にかけて、学識者の意見、主に流域委員会でいろんな方の意見を聞くし、それから地元の住民の方々にも意見を聞く。それから、自治体の方、地域の方、それから、首長さんとか、こういった方々の意見も聞く。それから、特にダムについては地元住民との対話のプロセスということで、いろいろな対話を進めていくというふうなことを進めて、12月中には河川整備計画の案、今これは原案ですけれども、これは「原」を取って「案」を作成したいと。

この河川整備計画案をつくった段階で、正式に府県知事さんへの意見照会ということで文書を出しまして、滋賀県の場合は県議会の議決を経てこの案に意見をいただく。それから、関係市町村さんの意見を聞いて、これに対して府県知事さんの意見をいただくと。それで、いただいた中で河川整備計画を策定すると。これが大体来年の1月から3月と、こういったスケジュールで進めております。

ここはちょっと、今回は、本日は滋賀県内となっておりますけれども、きょうは大戸川ダムだけの内容について説明させていただきますので、それ以外のことにつきましては、記載している内容で大戸川以外のところについても意見があるという方は、意見をいろんな

出し方で出していただければということです。それで、出していただいた意見につきましては、ここに書いてありますように取り扱いをしております。また、回答につきましてもお出しをしていきたいと思っております。

出し方ですが、先ほどのリーフレットの後ろにこういうはがきがありますので、こういうはがきで書いていただいても結構ですし、それから、パソコンで直接入力していただいても結構です。それから、携帯電話等からの意見、出せるようになっていきますので、また見ていただければ結構かと思えます。

今後二、三十年の整備内容、河川整備計画原案に載せているものは、対象としましては、淀川水系の直轄管理区間の整備についてでございます。河川につきましては、大戸川もそうですけれども、県の管理の区間と直轄の区間と、いろいろ分かれております。整備計画原案には直轄管理区間の記述しかしてございません。滋賀県内におきましては、瀬田川、野洲川、草津川、ダムにつきましては丹生ダムと大戸川ダム、こういった範囲での記述となっております。それで、事業の対象としては、おおむね20年から30年間の事業内容ということになります。

続いて大戸川ダム流域の現状について説明させていただきます。これはもう皆様はよく御存じだと思いますので。これも、ここに大戸川流域とありまして、大戸川ダム、この位置は従来の計画のダムですけれども、まあこういったところにあるということです。

それで、これは私どもで把握している、滋賀県さんが出されたホームページからお借りしているのですけれども、大戸川についてこれまでにこういった災害が起きたということを示しております。戦後最大の被害があったのが、昭和28年の13号台風だというふうに認識しております。これにつきましては、大戸川の全域において氾濫がありまして、特に、牧、荒戸、堂、このあたりの橋梁が流失したり破損したりしております。それから、上流ですと、旧の信楽町で16カ所、それから雲井で30カ所、こういったところでいろいろな堤防が決壊し、河川が氾濫しております。それから、田上につきましては堂・森において氾濫しております。

それから、その後28年以降は34年の伊勢湾台風、それから昭和42年の台風、一番近いものですと昭和57年の10号台風、これが大戸川では堤防が決壊してしまして、被害が出ております。それから、上流部での氾濫も数多くもありますし、下流では石居橋の流失等がありました。

これはちょっと見にくいですが、昭和28年の台風のときの写真です。これが、大

戸川はこういうふうに流れております。ちょっとわかりづらいですけども、こういうふうに流れていて、ここにバッテンをつけていますけれども、このバッテンのところが決壊したと。決壊した水がこちらの田畑の方に流れたという、これは京都新聞社さんの航空写真ですけども、こういった被害がありましたということです。

一番近年の台風としては57年8月の10号台風で、このときもいろんなところで堤防の決壊等が起きました。それから、橋梁で流れ出したというふうなものが、こういったような被害が出たと。これらの写真につきましては、地元の皆様からいろんな写真をお借りしまして、こういったパンフレット等にに使わせていただいているということでございます。

それで、これが今現在大戸川ダム工事事務所で計算しました大戸川の流下能力を示したものです。上が右岸、下が左岸、右岸、左岸というふうな、堤防の高さによってどれだけの流量が流れるかというのを示したものです。この青色で示したところがその地点で水の流れる量を示しています。それで、こっち側が大戸川、瀬田川の合流点から測点で、1、2、3と、便宜上測点番号をつけさせていただいています。どこに当たるかという、大体ここに書いていますように、ここが0で、5かな、それで、5、10、15、20という形でこの測点を設けさせていただいております。

一番下流でいきますと、大体大戸川の黒津を中心としたこのあたりは流下能力が結構あるのですけれども、ちょうどこの天神川の合流点から上流側のところ、このあたりがちょうど川幅が狭くなっております。その関係でこのあたりが下流では一番流量の流れるのが少ないということで、例えば左岸側ですと $278\text{m}^3/\text{s}$ の水が流れると。堤防満杯ではないですけども、ここに書いていますように、堤防の高さからある一定の余裕高を引いたところまでいく、本当に危険なところまで水位が達するというのが $278\text{m}^3/\text{s}$ の流量でございます。それで、このあたりが一番少ないかなと。

それから、上流に行きましてもところどころ堤防のないところもありますので、大体こういった流下能力になっています。これが右岸、左岸とを示したものでございます。これも同様の図で、ちょっとこの線の入れ方が違ってしまして、この今ここに赤色と何色というのか、オレンジ色みたいな線を2本入れていますけれども、これが例えばここに $803\text{m}^3/\text{s}$ というふうに書いております。この数字が、28年の13号台風が実際に流れた量はまた違いますが、現在雨をもとにシミュレーションして今計算しますと大体このあたりで、この $800\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい流れるであろうと。それで、上流にいきますと少しずつ減っていきますので、こういった流量が28年の13号台風のときは流れたと。当然これと同

じ量が流れれば現在でもこのあたり、左岸、左岸というか、このあたりはその当時の流量に足りないというふうな状況になります。

それから、点線で入れていますのが、例えば大戸川ダムを整備して、今考えている洪水調節を行うと、この流量がこういうふうに低減するという、参考までに点線で入れさせてもらっているのが、この流下能力の目安として作成させていただいたものです。

同様に、シミュレーションということで、先ほど28年13号台風をどれだけの水が流れてくるかというのをシミュレーション上で計算したもので、これはこの大戸川の、こういうふうに上流では、例えば黄瀬とか、このあたりでの氾濫というのは考慮していません。このあたりでは氾濫なしで水が流れてきた場合、田上地域でどれだけの氾濫が起きる可能性があるかというのを示したものです。

こういう色のついているところが、河川からの氾濫が起きるだろうということで、一番、先ほど言いましたように、ここの流下能力が少ないですから、このあたりが一番水がたまりやすいと。それから、下流の方ですね、ちょうどこのあたりも低い土地になっていますので、大戸川からあふれた水がずうっと流れていって、一番このあたりが水深としては深くなっていくというふうなものです。全体で見ますと、この浸水面積が181haの浸水面積となりますと。

それで、これは同様の洪水を、大戸川ダムを建設した場合でございますが、河川の方は当然現況のままで計算しておりますので、まだこのあたりはダムができたとしても流下能力が少し足りないということで、浸水地域が残っております。面積はダムをすることによって53haということで、大幅に減らすことはできます。

それで、これは同じく、同様に57年洪水でシミュレーションしたものです。現況はこれまでで、これまで大戸川ダムの事業、こういった事業をしてきたかにつきまして、ご説明させていただきます。

昭和43年にダムの調査に着手しまして、その後実施計画、調査、建設ということでずっと進んでおりました。工事につきましては、工事の前に、平成6年に大戸川ダム損失補償基準に妥結調印させていただきました。こういうもの、写真に写っていますけれども、損失補助基準に妥結調印をさせていただきました。これも、ここにも書きましたけれども、損失補償基準の妥結調印して、ここから本格的な事業に入っております。

それで、大鳥居地区の移転とか、県道の大津信楽線の着工、それから県さんの方で進めていただいています、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画策定、そうい

ったことが進んでおりました。その後先ほど言った平成12年ごろから河川整備計画ということで、いろいろと事業の見直し等も含めて皆さんの意見を聞きながら見直しをやっていて、今回一番最後に意見が、19年8月に河川整備計画の原案を公表したということでございます。

事業の進捗につきましては、用地につきましては皆様のご協力によって全体の約60数%でしたか、約136.8haの用地買収をさせていただいております。それから、家屋の移転につきましては、現在55戸すべての移転をいただきました。それから、工事用道路迂回路につきましては、現在全約8kmの工事用道路を整備しまして、工事用道路につきましては市道として一般の方々の通行もできる状態になっております。それから、つけかえ県道につきましては4.8kmの、工事中ということで現在まだ使えませんが、大体橋梁等の工事を今年度中には終えて、大体49%の進捗というふうになっております。

先ほど言った大鳥居地区の方々にご協力いただきまして、大鳥居では53戸の集団移転をいただいております。写真で示しました、これがもともありました大鳥居地区の写真でございます。これは集団で移転いただきまして、現在はもう集団移転地区に……。

今現在の工事の進捗ですけれども、下流からいきますと、これは工事用道路ということで、工事用道路につきましては今は大津市さんの管理で一般の交通に供されています。それから、つけかえ県道の大津信楽線のこの部分、黄色い部分ですけれども、黄色い部分が現在工事中でして、一部緑色で3カ所ほど残っております。主に橋梁でございまして、28号橋、それから33号橋、35号橋といった、橋の部分が残っているという状況です。これにつきましても、できるだけ早い時期に工事に着工したいと思っております。こういったところがあれば桐生辻トンネルから上流の部分については、舗装を残したような形ででき上がるのかなというふうに考えております。

それから、これは滋賀県さんの方で、平成13年7月に定められた水源地域整備計画でございまして、現在滋賀県、大津市、甲賀市等において事業が進められております。内訳はここに土地改良道路設備等、いろいろなメニューが書いてございます。

大体ここまでで一回ちょっと説明を区切って、質問とか意見等があればいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

それでは、今ご説明いたしました内容につきまして、質疑応答という形でさせていただきたいと思っております。まず、お願いでございますけれども、ご発言の際は挙手をお

願いたいのですけれども、お住みの町の名前、町名ですね、町名とお名前をおっしゃってからご発言をいただきたいというふうに思います。録音しております手前よろしく願いたいと思います。それでは、ご質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。ちょっと写真とか図とかが多くてわかりづらかったのではないかなというふうには思っているのですけれども、何でも結構でございますので。

○住民

はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

はい、どうぞ。

○住民

この20ページと、22ページを、こちらに出せますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

お名前をまずお願いしたいと思いますけど。

○住民

20ページと22ページで、このシミュレーションですけれども、この13号台風、上が大戸川ダムがなしの場合ですね。下がダムありという場合の状況、シミュレーションなんですね。この天神川のこの下流、大戸川との合流部については、いずれも黒く塗られておりまして、今後もダムありき場合でもこういう災害が発生するということを意味している。これは救済できないものかどうかをお答え願えますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

何枚かちょっと戻ってもらって、流下能力のところの。これが流下能力、先ほどちょっと簡単に説明いたしましたけれども、現在の堤防と河川の状態で水がどれだけ流れるかというのを示したものです。今言われたのがちょうどこの橋と、天神川があって、そのちょっと上流側なんですけれども、ちょうどそこに橋梁がかかっていまして、その橋梁の高さとか、それからこの部分ですかね、この部分はちょうど堤防が少し低い状態になっています。それから、河床の方もちょっと高い状態になっていまして、今現在の計算でいくと、ここはやっぱり $279\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいしか安全に流すことができないだろうというふうに考えています。

それで、同じ洪水、先ほどの工事をした場合に、ダムがあっても大体ここあたり、こ

のぐらい、 $500\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの水が流れ出るだろうというふうな計算になっていますので、ちょうどこの部分というのは今のままだと危険だと、水があふれやすいということなんです。ただ、まあ堤防の高さから、堤防の高さで評価しているわけではなくて、堤防の高さからある一定の余裕の分を引いていますので、今のままで水があふれるかといいますと、あふれるところまではちょっといくかどうかは微妙ですけども、危険な状態にあるのは間違いないというふうになっております。

それで、大戸川の改修というのは、これまで大戸川ダムを前提として改修の計画というのが定められておりますので、ダムと河川の改修をあわせ持ってやればこういった部分の氾濫というのは解消するというふうには考えています。ただ、ダムだけでは、先ほどダムだけのシミュレーションでしたので、ダムだけではだめと。ダムと河川改修が両方相まって災害をなくすことができるというふうに考えています。

○住民

改修だけのシミュレーションやったらどうなるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

改修だけでいきますと、今この赤い、外側のラインが28年の洪水が来たときに流れてくだろうという水の量です。河川改修をここまでやれば、今の計画では、 $550\text{m}^3/\text{s}$ というのが大体今の考えでやっている河川改修のラインなんですけれども、 $550\text{m}^3/\text{s}$ というラインで改修計画を考えていますけれども、これを例えば $800\text{m}^3/\text{s}$ とか $1000\text{m}^3/\text{s}$ とかいう河川改修を行えばそれは解消できると。だから、河川改修をどこまでするか、ダムだけですか、河川改修だけですかという選択肢で、河川改修で大きな河川をつくれれば当然被害がなくなりますし、ダムと現状の河川改修であればこうなるというふうなことです。

○住民

この写真ね、28年と57年の写真を見たところ、被害のあった場所というのは、これは急カーブの場所ですね。だから、この幅が、狭窄部が狭くなっているからとか、浅くて流量が制限されるからというのプラス、速度がここで殺されることによって氾濫するということがありますよね。ここを例えばもうちょっとアールを緩やかにするような工事することでそれが防げるのではないかなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

河川の改修にはいろんな改修があるんですけども、例えば上流から流れてくる水が、

堤防の上から、堤防の高さを超えた量になってあふれてしまう被害と、そうではなくて、あふれはしないのだけれども、護岸がずっと削られていく、流速によって削られていくと、それで、最終的には破堤すると。

例えば、ここに被害の写真がありますがけれども、ここはあふれているというよりも、流れに削られているというふうな雰囲気で見えますよね。こういった削られる部分につきましては、河川の護岸を張るとかですね、コンクリートで張っていく、それから水の流れを弱くするというふうな工夫も必要かと思います。ただ、さっき言いましたように、28年の洪水とか57年の洪水とかいうのは、それだけやっても堤防自体を乗り越えてくるような流量になりますので、基本的に今ある堤防を強くするだけでは災害はなくならないと思います。

○住民

その災害のときの天ヶ瀬ダムというのはどれぐらいのパーセンテージになっているんですか、貯水量は。というのは、あふれ出るということは、下でストックしているからあふれるわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

大戸川の被害と天ヶ瀬ダムについては、もう全く関係ないと思っていただければ結構だと思います。天ヶ瀬ダムに幾らためても天ヶ瀬ダムの貯留の影響が大戸川まで来ることはありませんので、大分高さの差がありますから。だから、天ヶ瀬ダムでの影響というのは大戸川にはないと。

○住民

でも、下の方で抵抗がなければ実際影響があるわけじゃないですか。下の方でもしストックしていたら上の方も水位が上がるだろうし、下の方が抵抗が少なければ上の方からの水位も下がりますよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

一般の緩い流れの河川ですとそれはあるのですがけれども、瀬田川の場合、ここにちょうど瀬田川洗堰があって、ここにずっと鹿跳溪谷という溪谷がありますよね。このあたりは結構急流ですね。それで、急流で、高くなってますね、落差もありますから、天ヶ瀬ダムの貯水量の影響がここまで来るといことはありません。影響があるとすれば、瀬田川から流れ出る水によって、大戸川の水位というのは影響を受けるかもしれませんけれども。

○住民

その瀬田川の状態は、その洗堰の状態がどうだというのは。

○住民

それは関係ない。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

先ほどのシミュレーションでいきますと、ここの洗堰というのは洪水時には全部閉めてしまって水を流さないという計算でやっています。

○住民

羽栗町の松村と申します。今の関連ですけどね、 $280\text{m}^3/\text{s}$ の水が流れても多少堤防から水があふれる可能性はあるというお話でしたのですけれども、そうすると整備計画の原案が出ているのですけれども、原案の52ページですね、その堤防の補強をする必要のある川ということで、距離と長さが書いてあるのですけれども、この中に大戸川が入っていないというのはなぜかということですね。だから、大戸川の堤防についても補強する必要があるというふうに、認識にならないのかどうかですね。それをちょっとお聞きしたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

まず、整備計画原案の中に入っていないというのは、さっき一番最初に説明させていただいたように、今回の整備計画というのは、直轄河川を対象としたものです。それで、大戸川の場合、瀬田川は直轄河川ということで、この瀬田川ですね、琵琶湖河川事務所が管理しております。瀬田川の合流点から大戸川のダムのちょっと下までは滋賀県さんの管理になっています。ダムの区間だけ国の直轄の管理、甲賀市の方に入るとまた滋賀県さんの管理ということで、管理が分かれておりまして、これは住民の方々から見られると行政のおかしなところかもしれませんけれども、河川の管理というのは国と地方の役割分担でそういうふうになっています。

それで、今回の整備計画は、申しわけないですけれども、直轄の部分だけにしか記述してないので、大戸川の河川改修については一切記述してないというのが、整備計画の中身になっています。

○住民

心配やったら県に言えということですか、簡単に言うと。

○住民（松村孝彰）

管理者は県やと、そういうことですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

県にということですが、やはり国も県さんと一緒になってこういう治水計画は立てないといけないと思っております。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

よろしゅうございますか。

○住民

私が聞いているのはね、今のさっきのページですけど、ここ固有の条件でこうなっているんです。この天神川の合流地点のこういう特殊な条件のもとにこの状態が発生しとると。だから、それはわかったんですけど、それをどうするのかということを書いてないんですね。今後このままでいくのか、ありきでこの状態なんやから。今後この状態でいくのか、それとも、何らかの救済、対策を講じているのかと、その辺をまずどう考えているのかということを知っているんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

まず1点ですが、大戸川の河川の改修につきましては、これまでの治水の考え方として、大戸川だけではないのですけれども、どの河川もそうですけれども、上流で改修をすると、上流であふれていた水が下流の方に悪影響を及ぼすということがあるので、河川の改修というのは下流から進めていくというのが原則です。

そういった中で、淀川水系につきましては淀川本川、それから宇治川、瀬田川というふうな順番で改修が進められておりまして、今現在として、今の時点で大戸川を改修すると下流についての洪水の危険度が増すということで、なかなか大戸川の改修単独ではできないというふうに考えております。だから、それから比べると、上流に大戸川ダムをやって、ダムでせきとめるのとあわせて、逆に今度は大戸川の水を流れやすくするという改修工事ですね、両方やることによって大戸川のこの地域というのが洪水被害が軽減されるというふうに思っています。

それで、河川整備計画については申しわけないですが、直轄のことしか書いてないというのが現状です。

○住民

この担当はどこになるんですか、担当の方は。滋賀県ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

滋賀県です。

○住民

わかった。それで、この河川の被害についても、逆に恩恵についてもね、この原案では上流・中流・下流がバランスのとれた対策によって、今後対策を講じていくということですね。だから、上流だけが得するとか下流だけが損だとか、あるいはその逆の場合はありません。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

はい。

○住民

恩恵は同時に3者が受けるし、被害も3者が公平に受けるという前提なんでしょう、この原案では。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

ちょうどそのお話に入ってまいりましたので、ええ。

○住民

それで、この今申し上げている大戸川の天神川合流地点については、優先順位はどうなっているんですか。そういう場合は型でいけば、県が管理者ではあるけれども、大戸川工事事務所がこういう状態が発生するということをつかんでいるわけですから。それを今言っているバランスのとれた対策のもとにやろうとすれば、この天神川の合流地点はどの辺の優先順位になるということですか。もう最後までやらんのか、それとも、真ん中辺でやるのかね、その辺のことを具体的に言うてくれんとかやね、こういう状態ですよということは皆わかったと思う、みんな聞いているわけやから。それを今後どうするかという話をしとるわけやからね。だから、その辺のことをこれから詰めるのやというのならそれでいいし、現在どう考えているのかということ、滋賀県さんもちょっと言うてください。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

滋賀県でございます。大戸川につきまして、滋賀県が管理しているということで、滋賀県が最終的な責任を持つことになろうと思います。大戸川につきましては、確かに、戦後最大の28年台風で完全にまだ、大戸川ダムができて安全にはならないというデータが示されていますが、滋賀県のほかの河川もすべて、すべからず今は戦後最大の洪水に対してまだ安全にできてない状況です。

確かに今淀川全体を見たら、下流側から中流・上流までのバランスということもありますけれども、滋賀県の中でもほかの河川と比べて、今戦後最大洪水まで完全に安全にできる対応ができるかどうかということについては、財政状況も見ながら検討させていた

だいている状況でして、今のところちょっとそこはまだ検討中ということでございます。

○住民

今までずっと検討中してきているわけです。今も検討していると。今まで再三この質問をしているのやけれども、ずっとこの10何年間検討中で来ている。もうええかげんにやね、まあそれは、対策は具体的にこうしますということは言えないかもわからんけれども、ほぼこの辺でこう考えているということを具体的に言うてくれんとやね、今後検討しますではちっとも進んでへん。その辺はどう考えているのや。そういう状態はよく御存じのはずやけどな。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

まず大戸川につきましては、先ほど国の方からの説明にもありましたとおり、淀川の下流のことを考えると、ダムなしに河川改修だけを先にするというのはできません。まずそれをすると下流に悪さを与えてしまうということで、まずはやっぱり大戸川の上流が何かで水をためるという方法をまずしていくというのが一番だと考えています。

その後今おっしゃられたような、それでも戦後最大対応はできないのだからということで、これは実はほかの河川もここ20年では、なかなか戦後最大洪水対応がちょっとできそうになくて、その中で今河川ごとの優先順位、それから実施の、どれだけコストを減らしながら実際の効率よく対策ができるかというのを、今もってまだちょっと検討しているところでございます。ちょっとそこについては、まず大戸川の河川の進め方については、来年、今は国が淀川全体の中で大戸川ダムについての案を皆様にお示ししていただいて、聞いていただいているという状況ですので、それが一段落しまして、来年に大戸川についての治水については県独自で、また改めて今後の進め方について皆さんのお声を聞きながら考えていきたいというふうに考えております。

○住民

そうすると、結論としては、さっき説明があったようにまずダムを建設すると。2番目に堤防、ここのこの場所ですね、堤防その他の河川改修によって、両方相まって対応すると。今後はこういう事態はなくなると、こういうことですね、こういうことですね。今後、今後なくなるんやね。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

まず、28年の戦後最大洪水の話が中心になっていますが、洪水というのは、それ以上の雨が降る可能性も十分あるわけです。ですから、県としてはまず全体、県の中で大戸川の

河川改修をどういう優先順位でやっていくかということをご説明させていただくとともに、改めて、それ以上の洪水が来ることも、必ずそれはないということはないですから、流域の中で皆さん大きな被害が起きないようにどうやっていきましょうとかいうことについても、あわせて皆さんと意見交換をしていくというのを具体的にはさせていただきたい。差し当たっては、まさにこういうふうにシミュレーションもありますけれども、大きな洪水が来たときにどこが本当に氾濫してどれぐらいの水深になるのかというところからお示しさせていただいて、そのときに皆さんの避難場所はどうなるのかという、今までの整備水準以上の洪水が来てもどうするかというお話も含めて、意見交換をさせていただきたいと思っております。

○住民

はい、関連で。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

はい、どうぞ。

○住民

牧町の正田ですが、この6ページの基本的なことでちょっとお伺いしたいんですが、今ののですが、その河川整備方針を示されて、二級河川については大戸川ダムの関連が、知事の権限になっとなるわけですけれども、今日まで洪水が出てもう20何年になるわけですけれども、県として一般県民に示された方針というのはどういうんですか。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

今のご質問は一番上の河川整備基本方針の。

○住民

河川のね、県としての方針ですね。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

まず河川整備基本方針というのは、淀川で1つをつくるものでして、大戸川で河川整備基本方針というものは。

○住民

いやいや、そんなことは聞いてないので、県としてどういう考えで今までこういう災害対策については、その方針は何という、計画ですか。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

今までそういう具体の計画というのは、法律で定まった計画というのは今までないです。

○住民

いやいや、だから、県は河川に対して対策は講じてこられなかったの。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

先ほどからお話ししていますとおり、今の川をよりたくさんの洪水を流す対策というのは、下流の制約があったのでできなかったと。ですけれども、昭和28年、それから57年とかの大きな洪水のときには速やかにその災害復旧をさせていただくとともに、あと、川の中を一部浚渫というか掘削というか、川の中の是正というんですかね、整正は昔から一応させていただいておりました。

○住民

いつときじゃなくて、前提があるわけでしょう、県が二級河川じゃないですから。その場合大戸川に対してはどういうふうに、どういう計画で、どういう予算をされて、今日までされたんですかと。何もしなかったというのやったらそれでいいですよ。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

県としては、先ほどから申していますとおり、洪水をたくさん流す対策はできないので、いずれにしても今まで国がダムを実施するということで、大戸川ダムの治水がほかの川と同じぐらいまで上がるではないかということの中で、ダム計画について今までは協力させていただいてきたというところがございます。それで、大戸川そのものについては、そうした中で、現状の中でできる限りの維持管理はやってきているというところがございます。

○住民

だから、それは防災上問題はないという認識でいいんですね。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

防災上は、確かに28年の戦後最大対応ができていません。ですけれども、これもほかの川も同じぐらいのことですから、ほかの川と横目で見ながら少しずつ全件的にすべての川のレベルを上げてきたと。それで、大戸川は大戸川ダムでそれが一気に上がるだろうという形で今まで県としてはやってきたというところですよ。

○住民

それは、一言で言っていたきたいのだけれども、県は何かその計画があるんでしょう、そのほかの河川との兼ね合いでやっておられたんやったら。大戸川はこうやとか、よその河川がどうやとかいう話があるわけでしょう。その計画というのは単に思いつきでやられたんですか。どういう計画があるんですか、明確に。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

県としてはもともこの大戸川について100年に1回の。

○住民

県としての計画と。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

そうです。100年に1回の洪水に対して最終的に安全にするべきだという計画は持ち合わせてはあります。

○住民

ありますと。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

はい。

○住民

名前は。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

名前は別に決めてません。

○住民

計画しているだけで具体的なものはないんでしょう。

○住民

計画できてないということですか。

○住民

具体的なものはないということやろう。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

はい。

○住民

ないんですね。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

改修の断面とかそういう計画とかはつくりますけれども、実際に今実施ができないということなんです、下流側がそういう制約があってということで。

○住民

それであればないというふうに言うてもらったら。

○住民

それは県が金があったらしたらええのや。

○住民

それともう1点、先ほどから出ておりますが、基本的に今の下流からやっていかないといかんということになれば、上に一旦とめるダムをつくる以外の方法がないという話ですね。前回のおたくの課長がおっしゃったのも同じ意見だったと思いますが、そうすれば、今の現状として、こういう地域がそういう災害に見舞われる可能性というのは非常に高くなっているので、特に地球温暖化の問題で、最近の豪雨を見てもわかりますが、そういう中で、やっぱり今の方向としては、手法としてはいろいろ、その話後で説明があるのかもわかりませんが、穴あきダムとかいろいろあるかもわかりませんが、やっぱりダムの必要性について県としては理解をされたというか、認識をされているという、こういう理解をしていいんですか。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

県としての大戸川に対するスタンスなんですけれども、これは私の言葉というよりも、9月の議会で知事がお話ししたそのとおりにお話をさせていただくのが一番正確だと思います。ちょっと今読ませていただきます。

県の評価としましては、大戸川ダムは県にとって重要な課題であると考えております。今後大戸川ダムの地元の方々の意見や、国が示される財政的な負担等の説明を踏まえて、判断してまいりたいと考えております。というふうに知事が答弁しております。それから、もう1つ、大戸川ダムを建設した場合のメリットとしては、大戸川が下流に対して流量を増やすための河川改修ができないと言われる中で、大戸川の治水安全度が上げられることにあるということで、大戸川の治水上の特徴についても踏まえた中で、これから知事の方で判断していくということになっております。

○住民

もう一つわからないんですが、どうなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

ちょっと時間等もございますので次へ行かせていただこうと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして河川整備計画原案、大戸川ダム建設事業についての説明ということで、まずその経緯、必要性、効果、計画内容などのご説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

経過につきましては先ほど簡単に説明させていただきましたし、皆さんもよく御存じかと思しますので、この辺のところはちょっと飛ばさせていただきます。

12年に河川整備計画の策定のための取り組みを開始しまして、平成16年に先ほど出ていました基礎案というものをつくりました。基礎案の中で淀川水系をどうするかということは、下にちょっと書いてありますけれども、これが基礎案、基礎案というのは12年に始めて16年に基礎案というものを出しております。

それで、基礎案の中ではどういった記述になっているかというと、「狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させるため、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備の進捗を踏まえて実施の判断を行う。」というふうなことを文章で書いております。こういったことで、狭窄部といいますのは保津峡とか岩倉峡のことを言っているのですけれども、こういった狭窄部の開削とか無堤部の築堤、こういった築堤は下流への影響があるので、下流の堤防の整備状況を見て判断しようというふうな方針です。

その中でダムをどうするかというと、宇治川、淀川の河川整備が済んだ段階で、狭窄部の開削とあわせて対応策を検討するということで、現状のままですと大戸川ダムの下流に対する効果が小さいということがありましたので、現状では当面実施せずというのが、これが17年に出しました5ダムの方針でございます。

それで、19年、ことしに入りましてから、今回説明しています整備計画の基本方針に基づいて原案を公表しました。

この原案の中では、大戸川ダムというのは、目的を淀川、宇治川、大戸川の洪水調節という、もともと利水、水道用水の供給というような目的もあったものを、それを目的をなくして、1つに目的を絞った洪水調節専用のダムとして実施するというふうな記述にしております。

なぜ基礎案から今回原案で大戸川ダムについての記述が変わったかというのを説明させていただきます。

もともと基礎案では、この淀川本川ですけれども、本川が破堤すると被害が大きいということで、桂川の上流の保津峡、それから木津川の岩倉峡といった狭窄部の開削とか、それから、こういった上流部の築堤等を行わずに、下流の堤防強化のみをやろうというふうに考えておりました。その後調査をした結果、下流部の堤防強化というのがもともと最

優先であろうと言っていたのですけれども、大体5年ぐらいでその堤防強化ができるだろうということが調査によってわかったということと、やはり下流だけではなくて、上下流のバランスのとれた治水計画を立てる必要があるということで、下流の強化もやるんだけれども、こういった木津川、桂川、宇治川の中流部の河川改修も並行して行おうというのが、中流部の流下能力の整備、こういった整備もやろうということを今回の整備計画では入れております。ここが大体5年間ぐらい、もともと30年ぐらいかかっていたのが5年間ぐらいに縮まったので、改修をやるよと、余裕を持ってできるということです。

こういったところの改修をやると、先ほどのお話ですけれども、やはり上流で堤防等を築堤したりすると、これまであふれていた水が川の中に押し込められて下流に流れていくということで、淀川本川に流れ出してくる水の量が現在よりもふえてくる、これは人為的にふえてくると、中流部の改修をすることによって人為的にふえてくるということで、やはりこれは抑える必要があるだろうということで、下流部においては本川の河床掘削を行ったり、橋梁のかけかえを行ったりして下流部の流下能力を増すということもあわせてやると。それから、それだけでは足りませんので、上流に水をためる施設として大戸川ダム、それから木津川の方では川上ダムと、こういった貯留施設を整備して、下流に出てくる水を集めようということで、上下流のバランスのとれた整備内容に変えたというのが今回の整備計画原案でございます。

整備計画原案における大戸川ダムの効果ですけれども、グラフを描いております。これは天ヶ瀬ダムの洪水調節のグラフです。こちらが大戸川ダムの整備前、こちらが大戸川ダム整備後でございます。このグラフですけれども、横軸で時間の経過と、縦軸が洪水の流量を示しております。時間によってずうっと天ヶ瀬ダムに入ってくる水の量、洪水というのはふえまして、ここが一番のピークの流量で、およそ $2400\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの水が天ヶ瀬ダムには入ってくると。これは、計画規模としましては28年洪水をもとにして大体200年に1回起こるだろう洪水というのを基本にしています。

200年に1回の大洪水のときは、天ヶ瀬ダムに $2400\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの流量が入ってくるということを書いております。それに対して天ヶ瀬ダムは下流の流下能力に見合う量を放流するということで、ここで $1100\text{m}^3/\text{s}$ の放流をします。ちょっとわかりづらいですけれども、点線でかいてありますけれども、 $1100\text{m}^3/\text{s}$ の放流をします。その結果宇治地点の流量というのは $1500\text{m}^3/\text{s}$ になりまして、宇治川が塔の島のところで $1500\text{m}^3/\text{s}$ の改修工事を並行して進めていくということです。

それで、宇治川につきましては $1500\text{m}^3/\text{s}$ ということで、下流の能力を下回るのですけれども、淀川については、その後宇治川の流入のピークが過ぎた後で、ここでぐっと減っていますけれども、天ヶ瀬ダムというのは2次調節を、これは淀川本川づきの2次調節、前を1次調節、2次調節と呼んでいるんですけれども、ここで一気にもう一回、もう1段下げた洪水調節をする必要があると。これをしないと、先ほど言ったように淀川の水位が危険な状態になるということで、もう1段下げた洪水調節をする必要がありますと。

ただ、これは大戸川ダムの整備前ですので、大戸川ダムの整備前の時点では、そういう操作に入ったことによって、逆に天ヶ瀬ダムがいっぱいになりまして、今度は入ってくる水をそのまま放流するという変な、へんてこな操作になりまして、天ヶ瀬ダムが洪水調節を完遂できないというふうなことになります。それに対して、大戸川ダムを整備することによって、この部分ですけれども、一旦 $1100\text{m}^3/\text{s}$ の放流から、今度は $400\text{m}^3/\text{s}$ という2次調節ですけれども、 $400\text{m}^3/\text{s}$ まで放流量を少なくして、今度は淀川のための洪水調節を行うと。これが天ヶ瀬ダムの役目です。

こういうことができるというのは、これは大戸川ダムがあるからこそこれができるんであって、大戸川ダムがなければこういうことはできないと。ひいては宇治川とか淀川のための洪水調節は天ヶ瀬ダムはできないということになります。大戸川ダムがあることによって、宇治川、淀川への洪水調節の効果を発揮するというふうなことで、大戸川ダムの効果というのを示しております。

それで、これは先ほど、同じく大戸川にとっての効果でして、これは先ほど説明したとおり、ダムによってこれだけの浸水区域が軽減できるというふうなことで、大戸川ダムは宇治川、淀川、大戸川にとって洪水調節の効果のあるダムですよということを示しております。

ダムの計画ですけれども、先ほど申しましたように、平成2年に大戸川ダムは特定多目的ダム法に基づく基本計画というのを定めております。このときの目的が4つありまして、洪水調節、それから流水の正常な機能の維持、それから水道用水、これは大阪府、京都府、大津市なんですけれども、この3者への水道用水の供給、それから発電という、この4つの目的でダムを建設するということにしておりました。

今回は、目的につきましては下流の方の水道用水の需要を見込めないということで、水道用水をなくしていることによって、目的を1つに絞っております。洪水調節の1つを目的にして、洪水調節専用ダム、これは流水型というふうにございますけれども、洪水調

節専用のダムということで事業を実施しようというふうな案を出しております。

ダムの形がどういうふうに変わってくるかということですが、現在のダムがこちらでして、これが新しく今回の計画案です。目的の方が変わっております。それで、水道用水の供給をなくすために、容量、ダムにためる水の量が減らすことができます。その青色のところは洪水調節に必要なダムの容量、オレンジが水道用水供給のための容量、一番下、黄色いところが100年間に貯まる土砂、砂がこれだけ貯まるであろうという推砂量で、この3種類がございましたけれども、洪水調節専用ということで、青色の、洪水時に貯まるだけの容量を確保しようというふうになると。高さがもともと92.5mであったものが、67mまで下げることができますということです。

これはダムの位置を示しております。これまで考えたダムの位置よりも900m上流に今回上げることにしました。それは、ここに現サイト、今の位置で高さを下げて容量を確保する案、それから、上流にダムの位置をずらす案ということで、3つ載っていますけれども、この中でこの位置のままで洪水調節専用のダムにしようとする、ダムの高さが83.5mというのに対しまして、上流に持っていけば、地勢の関係で67mまでダムの高さを小さくできると。それで、堤体の体積、このコンクリートの体積でいきますと、もともとは70万 m^3 だったのが、今回の案では24万3000 m^3 になるというふうなものです。

この位置につきましては、ちょうど横とあそこと、2枚ちょっとそれでも小さいですけども図面を貼らせていただいています。もともとのダムの位置と900m上流に持っていた場合の位置、それから、赤色でハッチングしているところが水のたまる範囲ですね。洪水時に水のたまる範囲、それから常時通常のときに水のたまる範囲ということで示させていただいています。また後で参考に見ていただければと思います。

それで、ダムの形です。これが真上から見たダムの形と、大戸川が上流からこういうふうの下流に流れています。これが先ほどのダムのコンクリートの台形の部分がこれです。これが洪水時の水の勢いを弱めるための、これが下流から見たもの、横から見たものです。ダムの放流口としては、下のところに2つあります。1つ、こちらが流水路というのと、常用の洪水吐、この2種類があります。

それで、平常時はこの流水路というところの放流口を用いて水を流しています。こちらですけども、上流から出た水がこの流水路を流れて、この横の水路を流れて下流に行くと。縦断的に見ると現在の河床の高さが大体そのままの流れを維持してやろうということで、緩やかな流れで通常の河川のように流してやろうというのが、これが平常時です。

それで、洪水時はこの常用洪水吐という、このゲートから水を流します。このゲートには、洪水のときにはゲートを設けまして、下流に流れ出る水の量を調整しようというふうなものです。

それで、ここにありますように、通常はここに水を流しまして、洪水時だけ水を貯めるということで、最近よく使っていますけれども、流水型のダムというふうな、水を流して、洪水時以外は水を貯留しないということで、流水型ダムというふうな呼び方をしております。

それで、洪水の調節ですけれども、これは大戸川ダムの洪水調節イメージです。時間と、それから流量を縦軸に置いています。時間とともに流量がふえてきて、ちょうど今 $280\text{m}^3/\text{s}$ と書いていますけれども、 $280\text{m}^3/\text{s}$ になった段階で、大戸川ダムは $280\text{m}^3/\text{s}$ の一定の放流をしようと、流入量はこうですけれども、放流量としてはこの一定の放流をして、今度は流入量が減った段階では、速やかにダムの貯水量を下げていこうというふうな、後期放流という放流をやっていきたいという、これが洪水調節のイメージでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

ただいままでのご説明で質疑応答、ご意見等もいただきたいなと思ってございますので、よろしくお願いいたします。まず、先ほどもお願いしましたように、住んでおられる町の名前とお名前をまず言っていただいて、ご発言をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○住民

ちょっと初めてこういう説明会の機会に参加させていただきまして、ちょっとわからん点を申して質問いたしますのでお答え願いたいと思います。淀川の水系の原案については、大戸川の利水と発電は撤退するということがうたわれておるわけですが、これは大鳥居の発電所を指しているのか、大戸川発電所を指しているのか、それをひとつお聞きしたいと思うんです。

先に言いますと、それをもし大戸川発電所が撤退すれば、水量の問題はいいわけですが、大戸川発電所をそのまま維持するとなれば、水量の、発電、つけかえも必要になってきますけれども、発電所の水量の問題ですけれども、今発電機、大戸川発電所、2台運転しているわけです。そうすると、取水の取り入れ口で大体 $3\text{m}^3/\text{s}$ の水が必要ということと言われとるわけです。そして、今現在大体 $2.8\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの水が流れ

ていると思いますけれども、それ以上水が少ない場合は、桐生辻の堰堤から大戸川発電所の方の橋の状況ですね、水がほとんどない状態です。

それで、ダムの方でも発電所の橋の下に水位の観測板がついているわけですが、けれども、あの子の水位が60から70という水位になってきますと、あの橋の上流桐生辻まで渇水状態が続きます。そこで農業用水もとっておられますけれども、今現在農業用水はとれない状態です、60から70は。その場合は関電と、今まで過去に協定が結ばれて、水路から水を落とすというような話も聞いておりますけれども、渇水状態が続いております。そうすると、発電所から桐生辻まで大体4 kmぐらいあるのではないかと思いますけれども、非常に渇水状態ということです。

そうすると、発電所のあそこで80から90の水位になってきますと、上流が水が流れてくるというような状態ですので、大体今 $2.8\text{m}^3/\text{s}$ 自然流水と言われておりますけれども、それはもうそれ以上に、ちょっとオーバーすることはできないのかどうかということとをひとつ聞かせていただきたいと思います。

ただ、大戸川の水位を測定させるのは、多いときと少ないとき、大体はかつておられます。月に1回ぐらい測定に来ます。私も1年間300日はそのゲージとにらめっこしてます。水位がどのように変わってきたら、上流が水がどういうぐあいに変動があるかということも確認しております。

そういうことでひとつ、その流量について再度検討をお願いしたいと思います。大体 $2.8\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの流量では、もう渇水状態が続きます。そうすると、それ以上 $3\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいになってきますと、上流から少々流れてきますので。水位の問題。

それと、なにですけれども、まあ最近雨が少ないわけですので、水量も非常に少ないと思いますけれども、大戸川発電所から下流については、非常に土砂が堆積がふえてまいりました。そうすると、川幅が縮小されて、水の流れが非常に悪いということでございます。

それで、上流からいきますと、町の、昔の別所橋のところ、非常に堆積が多い。それから、牧のシミズの下ですね、コマタというところですけど、そこも堆積が多い。そうすると、綾井橋の下も堆積が多い。荒戸橋のあとも多い。それから、中学校の堰堤のノムラ堰堤の下がほんまに細くなっている。そして、また石居のところもそうですし、イマムラのところでもそうです。河川改修をひとつやってもらわなければ、先ほども話に出てたと思いますけれども、非常に流量が少なくて、中州ができてヨシが生えて、それから樹木が

生えて、川幅が自然と変わっていくのが大戸川の実態でございます。

そういうことで、流量の問題と、そして先ほどありましたように、河川改修を主としてやっていかなければ、淀川水系のこの原案については、木津川をやるとか桂川をやるとか野洲川をやるとか、瀬田川の下流のあそこを浚渫して何するとかいろいろ言われておりますけれども、大戸の水系についてもやはり整備計画案を皆さん方に示していただかなければ、ひとつ問題だと思います。

そういうことでひとつ、大戸川の現状をどうぞ皆さん方一回歩いてください、川の中を。昔とどのくらい変わっているか。私は川の決壊のときも消防の方で何回か決壊のときに出動したことがございます。そのときと今と現状がほとんど変わっております、以前と。まだ決壊箇所はたくさんあります。やっぱり司会者の方もやはりその水系をもう一回確認してください。まだ僕らの見た目ではここが危ないというところがたくさんあります。そういうことでひとつ、まず流量の問題から。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

ありがとうございます。まず、発電の話をさせていただきます。もともとの計画では大戸川ダムの計画というのは、洪水調節、さっき言った4つの目的でありました。今回洪水調節専用にするのですけれども、まず水道用水につきましては、下流の方の需要がないということで、今回水道用水のない形での協議を、この案をもとに下流の県さん、それから利水者と協議をしているところでございます。整備局の案としては洪水調節専用ダムにしたいというふうに考えています。

それで、発電なんですけれども、発電といいますのは、もともとの計画、これですね、平常時はここまで水を貯めます。平常時にここまで貯めて、この間で洪水調節をするということですから、水がここまでは常に貯まっています。それで、当然上流から水が流れ込んできますから、この水路を通して下流に水が流れていっている、この落差があります。この落差を利用して発電をしようということがこの発電でございます。だから、水がたまっていることによって発電というのが初めて出てきます。今回のダムにつきましては水が貯まっていませんので、当然落差がありません。水は流れているだけなので、落差がないので、発電というのはこの新しいダムの計画ではできませんので、目的から発電というのは外させていただきました。ということで、目的からこの発電がなくなった。この発電といいますのは、この新しいダムの落差を使った発電、これがなくなったということでございます。

それから、現在の発電所ですけれども、今言われている発電所がここの大戸川発電所というのがここだと、そうですね、大户川発電所。それから大鳥居の発電所がこの位置にあります。それで、2つ発電所があります。この大户川発電所につきましては、水をとっているのがこのあたり、この辺かな、この辺に取水堰がありまして、取水堰をずうっと水が流れて、ここに落ちてくるというものです。

それで、ダムはこの位置につくる、もしくは上流側につくるということは、この位置につくる、新しい計画はここですので、ダムをつくるということは、この部分で水が遮断されますので、今のままですと、大户川の取水堰から大户川の発電所までの水路というのは分断されますので、今のままでは発電ができません。

それから、当然ここにダムをつくる、新しいところでダム、ここへ、どちらでもいいですけれども、どっちにしてもこの大鳥居の発電所というのは洪水時には水没しますので、今のままではこの大鳥居の発電所をそのまま使うということもできません。

また、これは琵琶湖の発電は関西電力のものですから、今回の計画をもとに関西電力さんとこれから協議してどうするかというのを決めていきますけれども、今のところの案としては、この2つの発電所を廃止して、その廃止した補償をお支払いするというふうに、最終的には補償というのが今のところ考えているものですけれども、これは全然関西電力さんとお話をしていませんので、どういうふうになるかはわかりませんが、現状では、そのまま発電をする、行うというのはできません。それで、新しい目的としての発電というのもなくなりました。

先ほどの質問の中でいろいろと大户川の現状とか流量のお話を聞かせていただいたのですが、現状では私のところで流量の調節をしてないものですから、流量の観測等はやっていますけれども、なかなかうまく実態をつかめてないところがあるかもしれません。このあたりはよく勉強していきたいと。先ほどの堆砂の問題ですね、いろいろなところで砂がたまっているというふうなお話も聞かせていただいていますので、そういうのを現地を見ながら勉強していきたいというふうに思っていますので、また今後よろしくお願いします。

○住民

このダムをつくるときに、建設のためにまた土砂が必要になると思うんですけど、これはどこからどこに運んでくるんですか。今信楽の方はもう山がどんどんなくなって、これというのは逆に、いろんなものを建設するためやろうけど、洪水のときの危険性を高めて

いると思うんですよ。それで、信楽の、上流の方の山をつぶしてこのダムをつくるのやったら、この計画のときの水量とまた違ったことになるだろうし、この地域の災害を防ぐということを第1の目的にこれを建設するんやったら、上流の山は絶対崩したらだめですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

今のご質問で、ダムをつくるのに、これは旧の計画のダムです。先ほど説明したときに、このダムをつくる堤体積が70万 m^3 、70万 m^3 のコンクリートが要ります。新しい方のダムにすると24万 m^3 のコンクリートが要ります。このコンクリートをつくるときに、当然骨材とか砂が要るのですけれども、これにつきましては、今ここに、旧の大鳥居の土地の集落の跡に第2名神、ここに栗東トンネルという、大きなトンネルがあるのですけれども、このトンネルから出た骨材、これは結構いい骨材なので、この骨材を使わせてもらうということで、ここに仮置きをさせてもらっています。ちょうど県道を通っていただくとよくわかるんですけれども、巨大な土の山になっております。この土が大体70万 m^3 ぐらい今あります。この土を使って、この旧の、このダムですね、これが70万 m^3 ですので、大体この骨材を使えばこのダムができるだろうということで、ちょうどここに骨材を確保しています。

それで、今回そのダム計画を変えることによって小さくなれば、ここにある骨材で十分足りると思いますので、新たに山を掘削して骨材を確保するという必要がないというふうに考えています。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

ご質問をどうぞ。

○住民

64ページ、原案ですね、これを見ていると、どうもはっきりしないんですね。というのが、上から6行目、7行目のところで「大戸川ダムの整備により」と、何か書いているんですが、実際に大戸川ダムを建設するという方向にあるのかなのか、これをはっきりしてないので、まず。それと、ダムの目的もいわゆる洪水調整目的専用の流水型ダムということになっているんですが、大戸川というのはやはり農業用水等もかなり利用していると思うので、利水の面でも、これはやはり考える必要があるのやないかなと。非常にその計画自体が、どっちでも逃げられるように、これは考えているのと違うかなという感じがするのですが、そのあたりはどうなのか、ちょっとお答えいただきたい。牧町の古田です。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

済みません。先ほどにも出しましたこの原案ですね、これの64ページの記述ですけれども、記述の中では64ページの「また、大戸川ダム整備により（中略）図ることが可能になる」という、「可能になる」というふうに書いているのですけれども、これの前に、その2行ほど前ですね、4行目の最後のところですが、「これを生じさせないように河道改修に先行して現在事業中の洪水調節施設（天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダム）を適切に実施する。」というふうに書いています。だから、河道改修に先行してダムを適切に実施するというふうに、これは私どもはここで実施するというふうに言っているつもりでございます。

そして、実施はするのだけれども、下流に対しては水道用水の需要というのがないものですから、洪水調節を目的とした専用ダムで実施していくというふうな取り組みになっているかと思います。ちょっとなかなか文章を読みづらいのですけれども、私どもの理解としては実施すると言っていると。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

はい、どうぞ。

○住民

羽栗町の松村と申します。ちょっと3点ほどお聞きしたいと思います。

1つは大戸川ダムの位置づけの問題なんですけれども、要するに洪水調整機能やということ言うてはったのですけれども、原案を読んでましたら淀川本川枚方地点で基本の高水ピーク水量を1万7500にするのやと。そのうち洪水調整施設として $5500\text{m}^3/\text{s}$ を調整すると。残りの1万2000はそのまま流下させると。だから、大戸川ダムの位置づけは、この洪水調整施設として $5500\text{m}^3/\text{s}$ の調整に入るのやと、そういう位置づけで今回はつくるのやというふうに読めました。そうすると、数字的にお聞きしたいのですけれども、この $5500\text{m}^3/\text{s}$ の何トンがこの大戸川ダムによって寄与する数字なのか、具体的な数字を教えてほしいというのがまず1点です。

2点目は、この洪水調整ダム自体の話なんですけれども、全国的にあまり例がない、実績のないダムだということですので、いろいろ心配な点があるわけなんです。特に、この開口部の話が僕は余りわからないですけれども、 $280\text{m}^3/\text{s}$ の水を常時出す開口部の広さはどれくらいであるかというのは余りわからんわけですが、心配なのは洪水時に、そこに流木が詰まったり、あるいはそこに土砂が集まったりすることによって、そこがふさがってしまうということに対する防衛策というか、そういうのがしっかりとしているか

どうかですね。あまり例がないのですが、例えば砂防ダムでしたら大体みんな全部詰まっていますね、それは砂が詰まってしまっているのですけれども。こういうダムの場合はいずれも知らないのですが、その開口部の保護をどうするのだという問題をちょっと聞きたい。

それともう1つ、具体的に事業費はどれくらいですかという話です。たしか、第1原案の場合は、今までの範囲やとたしか732億か、何かそんな数字があったような気がしたんですけれども、今回洪水調節専用のダムに変更したということでしたら、その金額は幾らになったのやというお話を聞きたいと思いますね。

それから、次の問題は、いろいろ最近ネットがありますのでネットで情報をいろいろ公開してくれてはるのですけれども、この中で興味深い発言があったのですけれども、この前の10月23日に開かれました第65回の委員会の中で資料を配られて、マサノアツコさんという方の質問が出ていたのですけれども、それをちょっと読ませていただきましたら、平成19年7月21日に国土交通省の方で社会資本整備審議会の河川分科会が開かれましたと。そこで近藤徹という水資源協会の理事長が自分の個人的な意見だというふうに言いながら、瀬田川洗堰の全閉の操作を中止するから宇治川の改修と天ヶ瀬ダムの再開発における放流能力の増大と大戸川ダムの建設は必ず進めるようにということを委員長として要望するというような意見が出たんです。それが今回の当面実施しないというふうに言ってはった方針の変更の根本の原因ではありませんかというような質問をしてはりました。それに対して、「そうですよ」とも「そうではありませんよ」とも回答がなかったんでね、ちょっともう一回ここで、どうですかということを聞きたい。

以上4点です。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

なかなか難しい質問だというふうに思っております。まず、1点目ですけれども、基本高水流量と計画高水流量をダムで調節するということですが、基本高水、計画高水を定めるときは1つの洪水パターンで定めるのではなくて、いろんな洪水パターンを持ってきて、どの洪水でも $1200\text{m}^3/\text{s}$ 以下になるようにというふうな計画をとってきます。だから、例えばこの洪水だとどれだけ、例えばこの洪水だとどれだけというのはあるのですけれども、どれだったらかれという数字がきちんとはないので。私はちょっと、きょうも手元に持ってないので、どの洪水で何トンずつそれぞれのダムに効果があるかというのは、なかなかちょっとお示しするのは難しいのかなというふうに思って

います。

○住民

数字がないと漠然とは、寄与しますと言葉で言われたってわからへんでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

そうですね、もっともだと思います。私もそう思っているのですけれども、今回の基本方針の中でそれぞれのダムがどれだけだというふうな数字は、まだたしか示していなかったと思います。あとはちょっとそういうのは勉強させてください、申しわけないです。

それから、ゲートですけれども、確かに言われているようにこういう洪水調節専用のダムというのは、これまでできたダムとしては島根県に益田川ダムとって一例しかありません。今現在、計画中のものは全国でいろいろあるのですけれども、できたものとしてはありません。このゲートが塞がるおそれ、損傷するおそれ、損傷するおそれというのは最もだと思いますので、それは計画をするときに、それらのこともきちんと考慮した形で、例えば前面に防御をすとか、上流に流木止めを置くとか、いろんな対策をしてゲートが塞がるということがないように、それはきちんとした計画をするつもりですけれども、今のところまだそこまでの計画は詰めておりません。

それから、事業費といいますのは、今現在、事務所の方と近畿地方整備局の中で最終の詰めを行いながら積み上げていって、それをこれから府県さんとか、今回の事業者でありました水道とか発電とか、いろいろなところと協議をしていく最中でございまして、まだ調っておりません。事業費自体も最終これというのが大まかにしか出てきてなくて、この数字というのはまだ固まっております。今現在の数字を出せば出るのですけれども、これを出すとあらぬ混乱を起こすもというふうに私どもは考えておりまして、きちんとして協議の調った段階で事業費というのはお示しさせていただきたいということで、きょうはご勘弁を願いたいと思います。

それから、最後のマサノさんの質問の読んでいなかったので勉強しますけれども、その人の発言があったからといって出したというわけではないと思うんですけどね。私もよくわかりません、審議会でどういう議論がされていて、その結果として今回の基本方針が出たという細かいところまで見ていませんので何とも言えませんけれども。

○住民

基本方針を決めるところには、個別具体的な事業名なんかを挙げて話す場ではないよと、そういうレベルの話と違うんですか。だって計画の前の基本方針でそんな具体的にどこを

どうするかなんて一切載せないでしょう。そういう議論をしない場所に何でこの人はそういう越権行為までしたのということを質問いたしました。それはいいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

洪水吐の大きさはどれくらいだというご質問がございましたね、それは。

○不明

280m³/s ですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 調査設計課長）

今、示しましたように2カ所考えているのですけれども、実際の寸法等についてはダム本体の詳細設計とあわせて決めていきたいと考えています。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

ご質問、ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○住民

2点だけお願いしたいと思いますが、原案の32ページ以下に書いてありますが、方針の具体的な整備内容の中で6点ほどあるんですかね。これは大戸川ダムが当然この原案が通っていけば、これは大戸川関連でもハード、ソフト両面とも対応できるということになるわけですね。それと、13年の水特法に基づく整備計画についての考え方等についてお聞かせいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

よくわからなかったのですが、1番目は原案の方の。

○住民

原案の32ページ以下に書いていますね、整備内容というやつが。これは大戸川に対して、これは淀川水系全体の話でしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

そうです、淀川水系全体の話です。

○住民

ですから、今回の大戸川関連での大戸川そのものにも適用されるものなのかどうか。これは内容がハード、ソフト両方ありますね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

これは水系全体の理念といいますか、概念を示したところなので、当然大戸川にも適用

されると思います。ただ、個別にこれをとってということはないですけども。

○住民

そこまでの話は別にしまして、基本的には適用されると理解したらいいわけですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

そうですね。

○住民

できるだけ具体的、詳細にこの原案をつくっていくというような記述がありますので、確認していただきたいのですが。生き物に対する…、人と川の繋がり方。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

ここに書いてある項目はすべての河川ですぐにやるかというのと、そうではないと思います。それぞれ河川ではこれを具体的にこういったもの、こういったものというのは出てくるとは思いますけれども、すべての河川でそれをすべてやるかと言われると、ちょっとどうかなという気はしますが、よくわからないですね。このメニューをすべての河川でやるかどうかというのは。

○住民

それは具体的にはいろいろあるでしょうけど、その段階で出てくるとは思いますが、一応基本的にあるのやったら教えてほしいと思うんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

考え方としてはこれです。

○住民

水特法は。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

水特法につきましても、当然これまでに上流で水没地域の方々は移転をしていただいたわけですから必要だというふうに考えていますので、これから滋賀県さんとか、下流の実際に負担していただいている府県さんがいますので、こういったところと調整していきたいと思います。この案でいくと水面がなくなるということで、現状のままというわけにはいかないと思いますけれども、こういったものになるか今後調整していきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

ほか、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○住民

上田上堂町の○○でございます。2点、ちょっとお聞きいたしたい。

1点は、大戸川工事事務所の方をお願いをしたいと思います。と申しますのは、ここにも先ほど来、説明がありましたように長い間経過して今日に至ったということで、順調よく進んでおりましたが淀川水系流域委員会等の考え方等がございまして、いろいろと状況が変わってきたということで、平成17年7月に当分実施しないという考え方。それから2年後、こうして洪水調節のためのダムとしての原案が示される。また、ちょっと一服やということのないように、またこれを進めていただきたいということでございます。

それから、もう1点は、きょうは県の河港課長さんをご出席でございますが、知事さんが就任されるまでいろいろとありまして、現在、私たちが理解をしておりますのは、このダムについては国の方針に従うというふうに言っておられます。そして、災害を防ごうとしたら、やはりダムは必要であるというふうに国に話してくれております。

しかし、私たちは考えますと、ちょっと積極性がないように思われますので、やはり地元・市・県・国、やはりひとつの足並みをそろえてこうした大きな事業を進めなければなかなか難しいのではなかろうかと、こういうことを考えますので、どうか県の知事さんを初め積極的に動いていただくようお願いしたい。この2点をひとつよろしくお願い申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

今のは事務所としましても大戸川ダムの必要性ということで、先ほどもわかりにくい中でも説明をさせてもらったように、こういった説明を流域委員会とか、それからまた次回もあるんですけれども、意見交換会等で説明していきながら必要性というのを訴えていきます。それから、整備計画のスケジュールどおり達成できるように最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

大戸川ダムについての県の見解でございます。私どもは事務局でございますので、きょう皆様方にご説明したような大戸川の治水の状況、大戸川ダムの特徴、それから国からいろいろお聞きしている計画内容等についてを、適切に知事に上げております。県としてはやっぱり最終的には知事が判断するということですので、きょうお話しになったことは知事には伝えてまいりたいと思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間も押し迫ってまいりましたので、引き続き説明を取り急ぎしていただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

それでは、説明を続けます。大戸川ダム建設事業の代替案ということで資料の方を説明しております。これは大戸川ダムの必要性を訴える中で、では、治水を担保するために大戸川ダム以外にどういったことをやったら今の治水計画というのができるか、下流に対してもそうですし、大戸川流域に対してもそうだし、どういったことをやったらいいかということで、代替案というのを考えております。ただ、この代替案はこれから説明をしますが、机上での検討ですので、大まかな検討になっております。ダムの計画に比べると大まかなものになっていまして、こんなものをというふうに思われるかもしれませんが、とりあえずこんなことが考えられるということで説明をさせていただきたいと思います。

代替案としては2つに分かれていまして、下流宇治川・淀川のための洪水調整、これをうまく行うためには天ヶ瀬ダムの容量を増加したり、それから天ヶ瀬ダム以外に他の洪水調整施設を考えればいいということで代替案を考えています。それから、2つ目としては大戸川下流の田上、上田上の地域ですけれども、これらの浸水被害を軽減するためにどういったことが考えられるということで、ちょっと2つに分けて検討をしています。

まず、天ヶ瀬ダムの容量を確保するためにどういうことが考えられるかということで、天ヶ瀬ダムの容量、天ヶ瀬ダムには治水容量と利水容量、堆砂容量とありますけれども、そういった利水容量とか堆砂容量を治水容量に振りかえることによって、先ほど言ったように天ヶ瀬ダムが洪水調整不能の状態に陥らないようにできないかという考え方。現在の天ヶ瀬ダムの容量の配分についても、利水容量というのは洪水調節容量、この水位からこの水位まですべてが洪水調節容量でして、例えば発電の容量とか水道の容量というのはこの中に含まれた形になっていきますので、この容量自体を水道と発電をなくすことによってふやすという風なことはできません。増えたとすれば、ここの堆砂容量をふやすということだけしかできない、放流時には628万 m^3 の堆砂容量を何とかふやせないかということで、ちょっと検討をしました。

堆砂をしているところは、実際にこの容量でいけるのですけれども、こういったところ

を掘削することによって堆砂の容量をこういった容量に振り分けるとか、実際にたまっている部分のところの堆砂を排砂バイパス、浚渫をしていくか排砂バイパスをするということが考えられますけれども、実際にこういったことをやろうと思っていたら、土砂を搬出するだけで14年かかってしまうというふうなことが計算上出てきます。それは、ダム自体を嵩上げと考えなくても、ちょうど今これが天ヶ瀬ダムですけれども、この部分は既定の条件からいってもダムの高さをこれ以上高くするということができないというふうなものです。

それから、これは下が天ヶ瀬ダムで、山の上に喜撰山ダムという揚水発電のダムがあるのですけれども、このダムを利用するというふうなことも考えられますけれども、実際これは発電のための施設ですので、実際の洪水時にこれを本当に使えるかどうかということは、容量も足りませんし、実際に洪水調節に対応できてないということで、これは難しいだろうなと考えています。

それから、これは天ヶ瀬ダム以外に大戸川筋にということで遊水地をつくったらどうかと。例えば田上のところでこういった赤い部分を遊水地というような利用をさせていただく。それから、黄瀬のこういう形の赤いところを遊水地として使わせていただくというふうな案も考えられます。ただ、これらを遊水地として使おうと思うと、当然、用地とかの補償をしなければいかん、それから移転補償もしなければいかん、それから土砂を掘削せなあかんということで、こういった遊水地をつくらうと思うと実際には工事だけでも30年以上かかる。それから、今後用地の補償とかいったことを考えると、とてもこれは現実的な案ではないというふうに考えています。

まとめですけれども、天ヶ瀬ダムの容量を確保する案では、掘削によって容量を確保できるが事業には長期間を要する。それから、喜撰山ダムの容量を確保する案では、必要な容量が確保できず施設が洪水について対応してない。それから、大戸川筋の遊水地案では容量を確保することはできず、事業に長期化を要するということで、ちょっとわかりにくい説明だったかと思いますが、なかなか大戸川ダムにかわるような代替案というのは、今のところは考えてないというのが今回のまとめでございます。

同様に、大戸川筋の洪水被害の軽減するために、こういったものが考えられるということでございます。案としては建物の耐水化、それから遊水地、河道改修、この3つが考えられるというふうに思っています。

1つの案としては輪中堤と言いまして、まとまった集落があるところにつきましては、

小さな堤防をつくって田んぼのところは洪水が来たら使うけれども、家屋だけはこういった輪中で囲み込んで守ろうと。それから、飛び飛びに家があるようなところでは、宅地だけをこういうふうに嵩上げして、普通の高さのところは浸水しても宅地だけは浸からないようにしようと、こういうのが浸水被害軽減としての建物の耐水化というふうなものでございます。

しかしながら、先ほど言った例でいきますと戦後最大の洪水が来た場合には、そのエリア内には家屋、非住者のものも含めて440棟ぐらいありまして、これがすべて対象となりますので住民の皆様の同意がこういったことをやる時には当然必要ですから、なかなかこういうことをやるというのは現実的には長期間を要するというふうに考えております。

それから、上流の遊水地ですけれども、例えば戦後最大の流量があったときに遊水地としては113万立方メートルの遊水地が必要だというふうに計算では出ておりますが、大戸川上流域で、例えばこういった黄瀬のところで田畑のそこを遊水地として指定して掘削しても、この容量というのは確保困難かなと。ここの工事の掘削だけでも15年という時間がかかりますので、とても現実的な案とは考えられないというふうに思っております。

これは河道改修の案ですけれども、河道改修としては今ある河道の底をこういうふうに掘削して深くする、もしくは川幅を広げるという河道改修の案がございます。この河道改修につきましては、改修することによって今まで以上の水を下流に対して流すということになりますので、下流にとっては洪水調節に負荷が出るということになりますので、これも現実的な案ではないというふうに考えております。

まとめですけれども、これらの3つにつきましても、机上ですけれども検討をしてみましたけれども、なかなか現実的ではないなというふうに考えております。

最後に環境対策についてですけれども、環境につきましてはこの資料にもついていきますし、これまでの調査結果につきましてはホームページ等で見ていただければわかるようになっていきます。これがこれまでに調査した動物、植物等、何年頃にこういった調査をやっているというふうなものでございます。こういった資料につきましてはホームページの中で閲覧できるようになっていきますので、見ていただければ結構かなと思います。

今後ですけれども、事業を実施するに当たっては学識経験者の指導、助言を得て、自然環境の影響を総合的に評価して適切な保全対策を検討、実施していきたいと思っております。評価の項目としては、ここに書いてあるような項目に基づいて調査をしながら対応策というのを考えていきたいというふうに思っています。

ちょっと最後は時間配分が悪くて申しわけなかったですけど、走った説明になりますけど、以上で終わります。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

今の件でご質問等ございましたらお願いいたします。

○住民

さっきの山本ですが、代替案をわざわざ書いておいて、結構これは今までも十分委員会でも検討されたことではないんですか。今、こんなことを言うのはおかしいけど、大戸川ダムは原則としてつくらないということであれば、つくらないで洪水被害を軽減する方法というのは、当然流域委員会が検討するということですからね、これは大きなテーマだったわけですね。その辺は、流域委員会ではどうだったのかというのが1つと、それからもう1つ、原案が穴あきダムを実施しますと書いているわけ。実施しますと原案に書いておいて、代替案がこんなんありますということは矛盾するのと違う。代替案というのはもう既に改善されて、議論されて改善されて、それをした上でこの原案をつくられて、これは大きな矛盾ですね。どういうことかと。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

代替案につきましては、もともとの考え方として流域委員会の方が言っていたのは、すべての代替案を検討した上でダムしかない場合を除いて、原則実施というような言い方を経て、流域委員会自体が代替案を検討するということはありません。当然、治水対策というのは河川管理者がやるべきものですので、河川管理者がやるということですが。これまでは、大戸川ダムは必要だと言っていたのですが、大戸川ダムにかわる治水対策というのを示した上で事業をやらないのではなくて、必要だけれども、この時点ではまだ順番ではないという意味で当面実施しないということを言っていたわけです。流域委員会等につきましても、代替案等について説明をして事業を当面実施しないというのを言ったわけではないんです。

あと後半の部分で、大戸川ダムを実施すると言いながらも、何もダムにかわるものを検討せずにダムだけをやるというわけではなくて、やはり河川管理者としては、当然ダムをやらなければ、こういうことも考えているというのは検討しておくべきだと思いますので、原案で事業を実施するというふうにしていますけれども、ダムを実施しなければ考えられることとしてはこういうことも考えられるということを示させていただいたということで理解していただければと思います。

○住民

それは回答になってないやん。ダムをやるということなら代替案なんてもう要らんわけです。代替案というのは、ダムのかわりにこういうことをやる案はありますよということであって、ダムをやるのに何で代替案が要るの、回答してへんやん。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

こういうものもありますけれども、一番いいのはダムだというふうに考えられる。大戸川ダムを実施するのが一番いいと考えているということです。

○住民

言い返すようやけど、それでしたら事業がまた最初に逆戻りをしとるわけやね。流域委員会はこの問題を議論していないこと自体がおかしい。原則としてダムを建設しないと言うとるわけやから。建設しなければ、違った代替案でこういう形の具体的な案がありますよということを何で流域委員会で検討しないのかということを私は言いましたね、そうでしょう。言いつ放しで、ダムは原則建設しないというだけの問題じゃないんです。大戸川流域を初め、淀川流域はこういう危機にさらされているので、そのための一つの方策として大戸川ダムをつくるというのは当初からの考え方やから。ダムをつくらないんでしたら、そういう危険を迂回する方法は具体的にこういうことがありますよという政策手順を流域委員会がするんじゃないのかということを私は討論会で再三申し上げましたね。

ところが、それを整備局もそういうことをなぜ流域委員会に対して言わなかったのか、その辺のことはようわかりませんが、いずれにしてもダムをつくるかつくらんかだけの話で、こういう代替案の話は検討されてなかったということをきょう初めて聞いて、実はびっくりしておるわけですが。しかも、この場でこういった話をする中で、大戸川にこういうダムをつくれますよという説明をしておきながら、なおかつこういう代替案の話で、こういうことについて認識が不足している住民もあるかも知れませんが、親切に書いてあるのかもわかりませんが、しかし基本的な考え方としてはおかしいわけですね。ダムをつくると言うておきながら代替案がありますということはね。だから、こんな案は基本におかしいですよ。尋ねられたら質問として答える必要はあると思いますけれども、こういう文書として代替案がありますと書くこと自体矛盾しとる。あんた、そう思いませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

治水対策を考えるというのは、前提は河川管理者の責務だと思いますので他人任せに、

例えば流域委員会に代替案を検討してくださいということはないと思います。それは河川管理者みずからが治水対策がある、そしたらそれにかわるものはどんなものがあるかというのを比較検討して一番いいものを提案するというのが道筋だと思いますので、これまで説明していなかったというのは、説明のかたて落ちかと思いますが、代替案を挙げて、その中でも一番いい案を私どもの方は出したいというのは、これは間違いではないと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

はい、どうぞ。

○住民

私は田上の〇〇ですけれども、先ほどの質問が出てて答えがなかったように思います。1つは、流水構造のダムで材木やいろいろと詰まった場合、どういう対策でされるのか。そして、これが本当に益田川ダムができたのが去年ですか、まだ1年半ぐらいしかたっていないのに、どれだけの効果があるかまだわからないままでダムの建設が最良であるような今のお話やったのですけれども、私はどうかと思うんですけどね、ぜひ総合的に判断を、早々検討するというのは随分前からあるけれども、いろいろとダムの問題が出てきていると思いますので、そう建設ありきに先に走るのはいかがでしょうかと思います。

それから、今までの洪水ですね、昭和28年から6回の洪水の記録があるんですが、雨量の記録はないのかどうか、あればご報告願いたいというぐあいに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

ダムの安全対策というのは、これから本格的に検討すべき事項だと思っています。今の時点では大戸川ダムを洪水調節専用のダムとして位置づけるかどうかというところを主に流域委員会でも議論をしていただいておりますし、これまでの説明もしているところだというふうに思っています。当然、ダム計画を進めるに当たっては、今言われたように放流口に対する安全対策、堆砂の対策、いろんな検討すべき事項は残っていると思いますけれども、まだ今の時点は大戸川ダムを放流調節する専用ダムとして位置づけるという段階かなと。逆に、まだ位置づいてもいないダムについて、そこまで詳細な検討をできるかというと、今のところそれだけの余裕がないという状況ですね。とりあえず放流調節専用ダムとして案をつくる上で訴えていきたいというのが今の時点では思います。

安全対策については、これは当然位置づけられればきちっと安全対策を行っていききたいというふうに思っています。

それから、データのお話ですけれども、きょうは細かいデータ等は持ち合わせておりませんので、例えば雨のデータとか流量データというのは、具体的にはどういうデータが言っていたら、お渡しできるものについては出していきたいと思います。膨大なデータですので、どういうデータというふうなことを言っていたら、それはお教えできると思いますので。

○住民

何回も済みません。羽栗町の松村ですけれども、代替案の考え方なんですけど、代替案というのは基本的にはもともとある本案を補強するものなんです。だから、代替案があるから対立しているということではないんですよ。代替案というのは本案を補強するためにこういう検討もしたけれども、しかし結果としてこれが一番いいんだよということを補強する案やということを前提に、このことは考えてもいいのではないかと思います。

その中で、今回の代替案についての僕の意見ですけれども、先ほどから何回も言いましたように、今回はダム調節機能としてのダムだということですから、基本的には淀川本川で考えるのやという話でした。大戸川ダムは淀川本川の水量のダム調節機能として位置づけられたというふうに今回の報告を読んだわけですけれども、そうすると代替案はどこから出発すべきかということなんです。淀川よりも上というのは川が3つあります。したがって、代替案というのは3つの川のいろいろな要素、現状のダムもあるやろうし、これからつくるダムもあるかもしれませんけれども、すべての要素を組み合わせた中での代替案を検討しないと、今やと例えば宇治川の代替案となっています。それは淀川3川になってないですね。その部分で随分範囲が狭いという意味ではちょっと欠陥があるのではないかなというのが1点です。

それから、もう1つはここやったら大戸川のところのお話なんですけれども、大戸川というところにあそこに書いていますように家を守るか、あるいは堤防を守るか、あるいは嵩上げするか、あるいは遊水地をつくるかという形で提案をされて、それはどれもなかなか実現が難しいということの中で、大戸川流域における対策としてはこれが一番いいよという提案だったのですけれども。

もう1つは、基本的には1戸1戸検討をしたらそうなるんですよ。遊水地をつくるとなると田上が全部まとまるぐらいの水になってしまうんですね。家を上げるっていても、440戸の家を全部上げるというのは大変だというのはよくわかりますので、それは1戸1戸を見たら、みんなあかんけれども、あの3つを上手に組み合わせてできませんかと。そ

ういう複合案はありませんかと、これはまだ検討されてないからね。僕は、基本的にはそれも含めて検討した結果どうですかということは、基本的には提示すべきだと思います。

以上、2点。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

今おっしゃったのはもっともだと思います。流域委員会等で、ここで説明をしたことと同様の質問、意見等が出ていまして、ここまでの説明だと説明が足りないところが十分あるというふうに思っております。できるだけ、こういう部分につきましては皆さんの質問とか意見を取り入れて、できる限りの検討はやっていきたい。それで、やった分については皆様にお示ししていきたいというふうに思っています。今の時点ではここまでの資料しかない。

今の複合案とか宇治川筋だけの話ではなくて、すべてを検討すると。

○住民

今の方と、その前の方の質問を共通するとは思いますが、この代替案の中で耐水化というところがありますよね。440戸の建物が対象となり、住民の同意が不可欠であり、実現には長期間を要する、だからダムの方がいいと。この長期間を要するというのはどういう裏づけがあって出てきた言葉でしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

裏づけがある数字ではございません。今ここで言うておるのは440戸の対象があるわけですが。これは戸数ではなくて建物として440棟ですけれども、今、大戸川ダムを建設した用地は既に入収させていただいて、移転が全部で55戸でございました。55戸の移転とあれだけの用地の入収をするのにここまでの時間がかかったということを考えると、今から先に440の建物を移転するなり対象として輪中堤をつくるなりというのは、ダムをやった経験から言うと恐らく気の長い話になる、ちょっとなかなかものにできるものではないのではないかなと考えております。

○住民

その50何戸の移転のころは、私はここに住んでなかったんで、2年ほど前なのでわからないんですけど、この50戸ぐらいというのはどの場所のことですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

55戸といいますのは大鳥居、大鳥居の方が集団移転されているのが53戸ですね。それから、上流の黄瀬の方も含めて全部で55戸の移転です。

○住民

上流の黄瀬も大鳥居にしても、このダムの建設の目的とされている洪水には関係ない方々ですわね。だから、移転の説得に時間がかかるのは当然だと思うし、440棟の方というのは被害に遭う可能性があるという方なので、例えばダムでなくて輪中堤もしくは嵩上げという方法がありますよと。その説明で費用がダム建設やったら幾ら、輪中堤やったら幾ら、嵩上げやったら幾らというのを提示して440棟の方に説明をしたときに、440棟の人がそんなに長い間反対するかどうかというのは、やってみないとわからないと思うんですよ。

これは先ほどの方も言っていましたけど、ダム建設にストップがかかったときに流域委員会の方にそういう代替案の相談がなくて、今回こういうふうに出てきていると、それで不安になられるのはよくわかるんですけど、今これだけでできているというのはダムをつくりたいからという裏づけを出すために出てきているのではないかなと。ほかの方も質問をされていましたけれども、17年何月かに中止になって、19年になって再開になったというのは、だれだれさんが発言をしたことを受けてじゃないかということがあったんですけど、僕は単純に総理大臣が変わったからやと思うんですけど。それでお金がかかるようになってダムをつくろうということがまずありきで、だから、こういうふうな何の裏づけもなく耐水化ということはだめだという。

例えばこの前調査をやって、440棟の方にこういうアイデアがありますけどどうですか、費用はこのアイデアだったら幾らということをちゃんと説明した上で、それでどうやったかということがあって、440棟のうち例えば400件の方はそれでもダムをつくってほしいということであったというデータを出されたら納得できますけれども、そういうデータも何もしないに長期間を要するという想像だけで、この耐水化を規定してやろうというのはすごく強引に思いますね。

あと、滋賀県の担当の方が来ておられましたけど、最初も言いましたが、この上空からの写真を見たら、洪水になっているのは水量が徐々にふえたからというよりも、カーブが急なところ2カ所で決壊になっているわけですね。28年の破堤場所から57年の破堤場所は下流の方に移動しているわけですね。ということは、これは僕の勝手な想像ですけど28年の洪水のときに決壊した場所を改修して、そこが多分急激ではなくて少しなだらかに変化したのではないかなと思います。それで結果、下流の石居橋ですか、ここの方が負担を受けることになって、57年にはここが被害に遭ったのではないかと。ということは、こう

いう急激な河道を改修する工事をすれば、こういう危険性はかなり軽減されるのではないかなと思うのですが、滋賀県は河川の担当としてどう考えているんですか。

こういうダムをつくるにしても公共工事をするにしても、どんどん借金をして自然をつぶして、子どもの代とか孫の代に負担が全部行くわけですよ。もし安く、環境破壊も少なく、輪中堤とか嵩上げということができるのであれば、そっちの方がいいに決まっていると思いませんか。お金を使いたいというのが前提にあるからダムにこだわるのではないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

お金を使いたいから、ダムをつくりたいからということでやっているわけではありません。輪中堤をするにしても嵩上げをするにしても、これはお金を出すのはだれか別にしても、やるのは皆さんこの地域の方なんです。この地域の方がどうするか、上流にダムをつくることによって洪水被害が軽減されるのか、例えば家のすべてを嵩上げするのか、もしくは輪中堤と言いますが、輪中堤をするということは当然輪中堤になる場所というのは何かをつぶさないと堤防はできませんから、ここにある何かをつぶして堤防をつくるということでしたら、環境破壊というのは一概に。何が環境破壊かというのはダムだけが環境破壊をしているわけではなくて、それは治水対策の何かをしようとするればどれもが何らかの影響を与えるのですから、そういう仮定の影響を適切に評価して軽減する方法もあわせて考えるのが事業の進め方かなと思います。

○住民

この代替案、それぞれに対しての環境に対する影響とダムを建設するときの影響というのは、僕は専門家でも何でもないしわからないんですけど、この代替案、それぞれを否定するのであれば、この代替案に対してこの流域の440棟の方がすごい反対をされた、440棟のうち何棟が反対したからこの計画は無理ですというデータがないと全く説得力がないと思いますよ。もしアンケートをとって440棟の方に意見を聞いたら、これだけ予算が輪中堤の方が安いのであればそっちの方がいいと思うという意見が、もしかすると過半数かもしれないですね。そういうことをやらないでダムというのを先走りするのはどうかと思いますけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

時間等もございますので、ご意見は承りました。また、検討すべきことは検討させていただくという形できょうはお願いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

いや、ちょっと。今、言われたように、確かに輪中堤なり、極端に言えばこの地域が浸かって家だけが助かればいいのか、それとも全体の畑も田んぼも含めたような治水対策が必要なのかなという分かれなのかなと私は思うんです。先ほどの嵩上げとか輪中堤、そういう選択は確かに地域の方がすべき問題かなと思いますけれども、私のこれまでの経験から言うところの地域でそういったことを今から起こすよりも、既に用地を提供していただいて移転が終わっている大戸川ダムをつくった方が効果としては早く発揮できる。そして、治水としていつまでかかってもしっかりやればいいのかというものではないと思うんですよ。やはりやる限りは、事業でお金を投資する限りは早く効果を出すという必要性があると思うので、今の代替案という考え方からするとダムの方がいいのではないかとということで示させていただいています。

○住民

よくわかるんですけど、ここにダムの建設がよりよいということを出すのであれば、その代替案がそれだけダムの建設よりも劣っているということを証明しないといけないわけですよ。なのにあなたの経験だけで長期間を要する、ダムを早くつくった方がいいということで建設をするというのは余りにも説得力がないと思うんです。ここにこうやってこういう案があるけれど、それよりもダムがすぐれているというのであれば、例えば今僕が気づいたのは耐水化についてですけど、440棟の賛同を得るのに時間がかかるからというあいまいな言葉ではなくて、実際に調査をしてみて、反対の人の方が多かったからというんだったらわかりますけれどももしかしたら過半数の人がそういう方法があるのならそっちの方がいいという意見になるかもしれないではないですか。何でそういう調査をしないで、ここに載っているのかなと。

○住民

よろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

はい、どうぞ。

○住民

上流の信楽ですけど、今いろいろ説明を受けているんですけど、これから20年、30年かかるということでお聞きをしておるのですけれども、牧大津線のつけかえ分、これが前ダムのつけかえ分でやろうということなので首を長くして待っていたんですけども、いまだに

これから20年、30年かかるということは発足以来70年ほどかかるということになるんですけれども、この辺の県の見解、今後の進捗状況はどうかということ、ひとつお聞きしたい。

それから、もう1つはダムのいろいろ異論、意見が出されていますけれども、こうして上流と下流の意見を集めていただくのならば、少なくともこの資料の中でダムは淀川のためにやるんだ、天ヶ瀬のためにやるんだということではなしに、やっぱり地元でもこうなんですよというぐらい資料も添付をしてほしいなというふうに思います。これは要望したいと思いますけど、まずつけかえ県道の件についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

県道の大津信楽線につきまして、ダム建設をするには当然つけかえが完了しなければダム本体の着手はできませんので、優先的にきちんと大津信楽線をやる必要があるというふうには考えておりますけれども、いつまでというのは今のところ、まだ計画を位置づける段階ですので、いつまでというのはちょっとこの場合はお答えはできません。

○住民

それはわかるのですが、いつまでということになるとまだ20年、30年待てということに最悪の場合はなりますわね。そうでしょう、いつやるかわからない、ダムは20年、30年これからやりますよということは、まだ20年、30年このままで、甲賀市のお方あるいは田上の方が上がられる場合はこのままで走りなさいよという見解ですよ。それは県として、今まで長年要望してきた事項ですから、ダムができる、できないは別にして、別途考えていただく必要があるのではないですか、安全に関する問題に対して、どうですか。県の答弁をお願いします。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部技監 勢田）

直接の道路を担当している者ではございませんが、この道路の緊急性についてはある程度承知しているつもりでございます。ただ、県の中でダム事業の中で一時的にということであれば、先行して県の費用だけで実施するというよりもダム事業で実施されることで早期に完成していただくということの方が効率的ではないかというふうに考えております。

○住民

しつこいようですが、そういう効果的なことよりも、いわゆる走っている県民の安全性とかその辺は、考慮はないと、こういうふうに判断していいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

道路の付替えの必要性というのは、現状の道路の状況から見て必要だということは私も県さんも当然認識しております。先ほどの原案の中で言いましたように、下流等の河川整備を進めるに当たっては上流のダムの整備を先にする必要があるというふうなことが書いておりますように、当然この二、三十年の間の中でもダム事業というのは優先度の高い、先にやらなければいけないというふうには認識しております。

実は、このダムの事業の中でも当然県道のつけかえを行わなければダムの本体の工事ができませんので、ダム事業の中でも県道のつけかえは先にやらないといけないというふうに考えていますので、この20年、30年かけてゆっくり県道をやるというふうなつもりはありません。

○住民

大鳥居の西谷と申します。今の話は工事事務所で聞いたのやけど、生活に密着したものが、前に聞いていた話では優先してやるという話で地元も了解していると思うんですけど、その辺、これに変わって方向性が、今の話やったら二、三十年も先やったら、ここにいてる者は半分以上いいひんというような話を今していてもしょうがないと思うんですけど、それは生活に密着した方が優先的にやりますというふうに我々は前に聞いているんですけど、それは変更になっているのかどうかというのを。道路に関連してです。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

優先というのは17年7月にダムは実施しないと言ったんですよね。当面実施しない中でも生活に密着したものはやるということで、付替え県道の工事もやし、工事用道路の工事もこの2年間実際にやっております。ダム自体は当面実施しないのだけれども、道路の工事については去年、今年やっております。ことしも皆さんには言っていないけれども、工事自体はことしもやっているというふうなことです。考え方としては変わっておりません。ただ、今回の原案が通れば事業も実施するということですから、これまではダムは実施しないけれども道路だけはやるというのではなくて、当然ダムもやるし道路もやるというふうなことです。この中でも先ほど言ったように、道路につきましては、ダムをやる前段階での必要な事項ですから、ダム本体の工事よりも先にやる必要があると。

○住民

それが20年。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

20年かけてやるということじゃない、先にやらなきゃならない。

○住民

20年の先にやってしまうと。恐らくは10年はかかりますよ。

○

10年か5年か、それはわかりません。前半の方でやらないとダムもできない。

○住民

もう1点、済みません。せっかくダムをつくるのに洪水調節だけやったら、我々素人の考えやったら、つくっても水も何も有効に活用しないのやったら、それこそ洪水調節だけのむだの話になると思うんですけど、この辺の考えはもう洪水だけで物事を進めていくという話ですか。それにちょっとプラスをしてもろうて、農業用水とか流水の正常な機能の維持ということで、ちょっとはためてもろうて、常時生活に必要なものだけというか、川がきれいになる程度流してもらう方がより効果的と思われるんですけど。下の水道水とか発電は、もうよそが要らんと言わはるのやさかいに負担金を出さんということやと思うんですけどね。だから、もう水も要らんということでしたけど、地元としては流水の正常な機能の維持をできる水は常時流していただけるような形で考えていただく方がええのと違いますやろうかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 綾木）

今、考えているのは洪水調節専用ということで考えていまして、それに基づいて事業費をはじいて各府県の。当然これは国の事業ですから国の部分もありますけれども、負担としては地方負担ということで滋賀県さん、京都府さん、大阪府さんの負担も当然入っています。そういう負担割合を決めて事業を続けるわけですけども、例えば目的が変われば当然今言われたように流水の保全の機能を附加すれば事業費はそれだけ高くなりますし、アロケーション下流の府県さんのお金の配分も変わってきます。今のところは、私どもが一番シンプルといいますか、一番事業費の少なくなる案で現在協議させてもらっているという段階です。

○住民

希望としてそういうことです。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

最後のご質問ということでお願いいたします。

○住民

この会場には今までの経緯も十分御存じない方もおられるし、最近の大戸川ダム等に関

する円卓会議だとか再三再四あちこちでそういう機会を設けてやっておられる、そういう経緯を踏まえて今日こういう説明会があるのですけれども。先ほどちょっと説明がありましたように、昭和53年に地元の自治連合会、大鳥居を含めてですね、大戸川ダムは大戸川流域や淀川流域の洪水を守るために絶対不可欠やから何とかこの計画に賛同してほしいという当時の建設省からのお話がありまして、再三我々も何回か寄りまして議論をしたのですけれども、結果として国がやっぱりそこまでやると言うているのに、地元として知らん顔をするわけにはいかんやないかと。やっぱり大所高所に立った判断をして国の政策に賛成しようやないかということで、53年に基本計画の調印をしたわけです。

それで、平成元年にはそれを受けて国土交通大臣から事業を再開しますと。滋賀県の知事さんに対して地域整備計画等も順次進めてくださいという大臣通達があって、そしてこの事業が徐々に軌道に乗って、さっき報告がありましたように現況のダム工事ができつつあったわけです。ところが、河川法の改正がありまして、学識経験者等の助言を得なさいという必要があった場合は、そういう委員会をつくって話を聞きなさいと。こういう河川法の改正があって委員会がつくられた。この委員会の構成自体は変な構成でしたので、私どももこれは問題だということを言うたんですけれども、そのままの形で委員会をやられて、結果としてダムは原則つくらないとされたわけです。その理由は書いてあるとおりですけれども、主な理由は主に環境に著しい影響があるからということです。大戸川ダムについても例外ではないということで現在に至っているわけです。

その円卓会議等があったときに私が申し上げましたけど、まず53年に基本協定を出したときに約束をしたんですね、判こを押して。来年には大臣は官報で大戸川ダムを建設しなさいと言って告示しているわけです。にもかかわらず、それをどうして中止するのか法的な根拠を示して、法律上そういうことができるのかどうか。学校の先生が生徒に教えるときに、両方で判こを押して実印を押した契約をいつでも勝手に反故にできるんですよと学校の先生は教えますか、民主主義国家においてそんな国がどこにあるんですか。

一たんお互いに了解をして文書も交えて、県知事も立会した協定書が、いつの間にやら流域委員会がそういう結論を出したから、だからもうやめましたというようなことが言えるんですか。河川法のどこにダムの建設の中止ができることが書いてあるのか。関係法令のどこに書いてあるのか。どこにも書いてない。したがって、法律的にはダムの建設を中止するという法律上の根拠は何もないわけです。それははっきりしておる。

だから、流域委員会の前の委員長は龍谷大学の法律の先生です。名前は忘れたけど。

その先生に聞いたら、それは法律のどこにもありませんと言うてはった。あんた、委員長をひとつ法律にないものを何でダムの中止の報告ができるのか。あんた委員長やったら委員の皆さんに根拠はありませんが今回建設中止の届けをしますのやと、あんた何で言わへんのやと笑い話をしとったけれども、そういうことです。

それから、今の問題になっている、もし大戸川ダムを休止するのやったら、洪水はダムがあるなしにかかわらずやってくるわけです。やらないのやったら我々の流域はどうするのか、淀川水系はどうするのか、この代替案でどうするのかということをもっと検討して流域委員会も検討したらええやないか。そして、我々の前でダムをつくらない場合は、こういう対策を講じて安全ですということを示しなさいと言うたわけですね。

それから、第3点目は、大鳥居を初め、既に移転をされた、河川から、祖先からの土地を離れて新たに移転をされたわけですから、そういう精神的な苦悩も含めて撤退計画をね、ダムをやらないと言うんやったらどういう後始末をつけて尻ふきをするのか、その撤退計画を示しなさい。そうでなければ我々としても、もうやめましたでというだけでは、今までの苦労は水の泡です。先ほどから何回も言われましたように過去にこういう経緯を踏まえてやってきているわけですから、そういう時間的、人的、精神的、肉体的な問題を含めて償いの計画も含めて撤退計画を示してください。

この3つの、法的な根拠と、それから約束は破ってええのかということ、あと撤退をするのやったらどういう撤退の方法をするのや、3つを示して、それからしかる後に大戸川ダムは建設しませんということなら、我々はその3つの示された案を十分踏まえて今後対応していきますので、それでなければ大戸川ダムは休止できませんよということ言うているわけですね。

したがって、今晚そういう結論になったけれども、建設中止という言葉を使わずに、使わずにではなしに使えずに、使えずに当面つくりませんということを国土交通省はあらわしているわけですね。建設中止はできないから当面は実施しませんと、いつかは実施しますということで、こんな案になったわけです。こんな穴あきダムをつくりますという説明会でしょう。代替案の検討の説明会と違うんでしょう。

そしたら、私は今までから言いたかったんやけど、国土交通省の役人の方がこんな流域委員会みたいなへんちょこりんなものをつくらんでも本を読んだらわかることでしょう。環境の学会はどういう考え方をしているのかは学会の報告書を見たらわかるでしょう。わしらでもそのくらいはわかるのやから。そんなことに大きな時間と金をかけて、やってき

て今日になったのやけれども、過去のこととはともかくとして、とにかくやるということをもっと自信を持って進めてもらわんと。だれかにおもねっているというのか、遠慮しておるというのか、丁寧なのは結構やけれどももう少しりんとした態度で自分らが政策を立てて、その政策を実行するというなら、そういう態度で進んでもらいたい。

我々は過去のそういう経緯がありますので、それに従って積極的にやってくださいということを再三申し上げてきたわけです。

そういうことで、今後ともさらなる努力をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 副所長 西口）

どうも長時間にわたりまして貴重なご意見等いただきましてありがとうございます。

本日の出していただきましたご意見につきましては、整備計画の策定の参考にさせていただきますと思ってございます。

最後のお願いでございますけれども、冒頭に申し上げましたように名前と住所、連絡先、公開していいか悪いかというだけでも結構でございますので記入していただきまして、机の上に裏返しで置いていただきましたら回収させていただきますので、よろしくご協力の方お願いしたいと思います。

もう１点、ご案内でございますけれども、きょう言い足りなかったと言われる方は11月14日にコラボしが21の３階の大会議室でまた同じような交換会を計画しておりますので、こちらの方にもご参加していただきましたら幸いです。

本日は本当に長時間にわたりましてありがとうございます。これで終わらせていただきます、本当にありがとうございます。お礼を申し上げます。

〔午後 ９時４０分 閉会〕